
Ⅶ－２ 教育・保育の質的向上を図る幼児教育の推進体制構築について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

就学前教育・保育の更なる質の向上を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置による推進体制を現行のモデル３市に加え、他の市町村にも拡充することができるよう、財政的支援を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、現在、小学校教育との連携・接続や園内研修の活性化等、就学前教育・保育の質の向上を図るため、文部科学省の委託を受けて「幼児教育の推進体制構築事業」（平成２８～３０年度）を実施しています。

この事業では、モデル３市（大館市、男鹿市、横手市）に幼児教育アドバイザーを配置し、幼稚園、保育所等を巡回指導するなど、３市における就学前教育・保育の推進体制の充実を図っています。

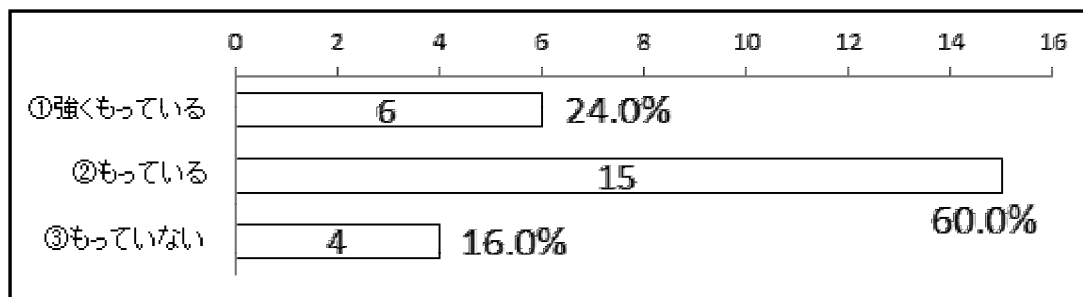
- （２） 県内の市町村においては、就学前教育・保育に関して専門的知見や豊富な実践的経験を有する人材の配置の必要性は広く認められていますが、現時点では、財政的負担が大きいことなどから、その配置が進んでいないのが現状です。

- （３） 今後、当県における就学前教育・保育の推進体制構築を図っていく上で、専門的知見等を有する人材の配置を拡充させるための財政的な支援が必要です。

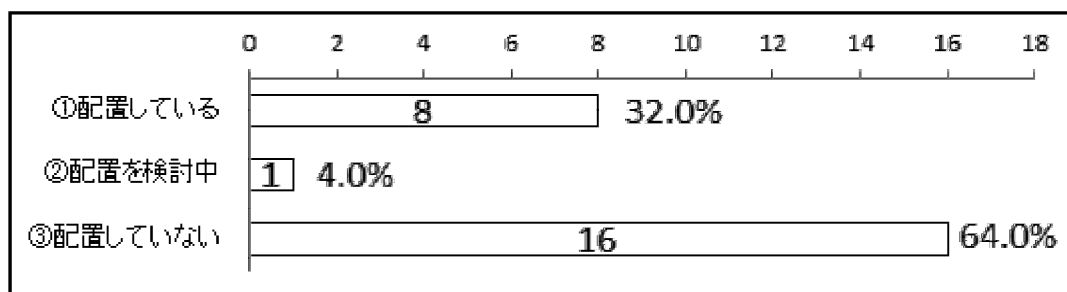
【参考資料】

○幼児教育アドバイザー等の配置に係る必要感（「秋田県における就学前教育・保育に関する市町村へのアンケート調査結果」より、平成２８年８月実施）

（１）幼児教育アドバイザー等の配置の必要感



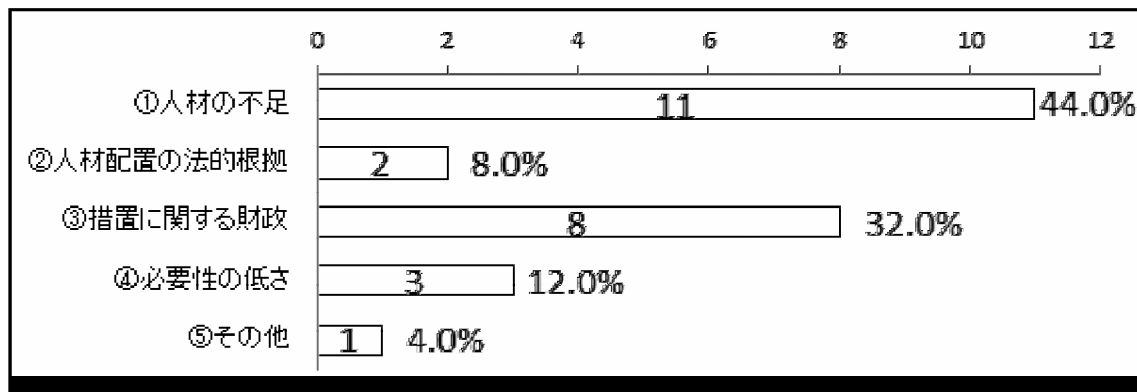
（２）幼児教育アドバイザー等の配置状況



※幼児教育アドバイザー等の配置について（平成２８年度末現在）

- ・ 配置している市町村
大館市、潟上市、男鹿市、秋田市、大仙市、仙北市、横手市、東成瀬村
- ・ 配置を検討している市町村
八峰町

（３）幼児教育アドバイザー等の配置上の課題



（県担当課名 教育庁幼保推進課）

Ⅶ－３ 地方大学への支援の充実・強化について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【要望の内容】

- (１) 地方大学が、地域の特色を生かしながら、地域活力の向上に貢献できるよう、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。
- (２) 地方創生に資する人材育成・確保を進めるため、東京における大学・学部の新増設を抑制するとともに、東京の大学・学部の地方への移転を促進し、首都圏への一極集中を是正すること。
- (３) 地域のニーズに対応した高等教育の環境を整備するため、地方大学の定員増を伴う学部の新増設や学科再編等に対し、設置基準の弾力的運用を認めるなど、地方大学に優位性を持たせる措置を講ずること。

【要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県においては、古くからの鉱山開発の歴史を生かし、秋田大学が「国際資源学部」を設置するなど組織再編を行ったほか、県内の高等教育機関が連携しながら、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（ＣＯＣプラス事業）」を実施し、若者の地元定着を促進するなど、地域貢献活動に取り組んでいます。

こうした取組の充実を図り、地方の将来を担う多様な人材の育成・確保ができるよう、地方大学の運営基盤を強化する必要があります。

- (２) 地方創生に取り組む中、当県では、大学進学をきっかけに、進学者の約３割が首都圏に流出するなど、地域の将来を担うべき人材の東京一極集中が進んでいる現状にあります。

「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」において、その是正に向けて議論が重ねられていますが、国の責任において、東京における大学・学部の新増設の抑制のみならず、大学機能の一部を、若者の流出により人口減少が著しい地方に移転し、地方大学の定員規模を見直すなど、

より積極的な対策を実施する必要があります。

- (3) 県が設置した秋田県立大学では、県内企業が求める人材の育成に結びつく教育内容の充実を図るため、平成30年度から学科を再編することになっています。

国公立・私立の如何を問わず、地方大学においても、学科の再編や教育内容の充実等により、地域のニーズに沿った特色と強みが存分に発揮できるよう、大学の設置認可に係る基準を緩和するなど、優位性を与えるような措置を講ずる必要があります。

【参考資料】

1 国立大学法人運営費交付金の推移

(単位: 百万円、%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国予算全体予算額	1,181,333	1,169,520	1,158,515	1,152,750	1,136,612	1,079,186	1,112,268	1,094,546	1,094,546	1,097,058
対前年度増減額	—	△ 11,813	△ 11,005	△ 5,765	△ 16,139	△ 57,426	33,082	△ 17,722	0	2,512
対前年度伸率	—	△1.0	△0.9	△0.5	△1.4	△5.1	3.1	△1.6	0.0	0.2
対H20増減額										△ 84,275
対H20伸率										△7.1
うち秋田大学	9,956	9,759	10,091	10,107	9,716	9,069	9,744	9,599	※ 9,624	※ 9,387
対前年度増減額	—	△ 197	332	16	△ 391	△ 647	675	△ 145	25	△ 237
対前年度伸率	—	△2.0	3.4	0.2	△3.9	△6.7	7.4	△1.5	0.3	△2.5
対H20増減額										△ 569
対H20伸率										△5.7

※秋田大学のH20～27は決算額、H28～29は予定額。

出典：文部科学省資料より作成

2 公立大学に関する地方交付税算定に係る単位費用の推移

【秋田県立大学】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(推計)
県運営費交付金(千円) a	4,116,880	3,955,984	3,837,304	3,739,134	3,802,198	3,815,324	3,880,469	3,675,246	3,596,023	3,565,544
学生数(人) b	1,758	1,834	1,886	1,865	1,837	1,825	1,814	1,819	1,819	1,819
補正係数(理科学部) c	6.98	7.44	7.44	7.54	7.57	8.01	7.99	8.05	7.99	7.99
交付税単位費用(千円) d	245	227	248	243	242	224	220	214	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	3,006,395	3,097,415	3,479,936	3,417,066	3,365,252	3,274,432	3,188,680	3,133,602	3,081,208	3,081,208
差引(千円) a-e	1,110,485	858,569	357,368	322,068	436,946	540,892	691,789	541,644	514,815	484,336

※H25のa欄は、減額補正後の金額。

【国際教養大学】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(推計)
県運営費交付金(千円) a	1,064,659	1,081,171	1,098,008	1,103,132	1,080,028	1,081,716	1,078,510	1,059,017	1,055,224	1,068,381
学生数(人) b	654	713	786	851	876	909	922	946	929	929
補正係数(人文科学系学部 (H24まで文科学系学部)) c	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2.03	2.05	2.07	2.08	2.08
交付税単位費用(千円) d	245	227	248	243	242	224	220	214	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	160,230	161,851	194,928	206,793	211,992	413,280	415,800	419,012	409,584	409,584
差引(千円) a-e	904,429	919,320	903,080	896,339	868,036	668,436	662,710	640,005	645,640	658,797

※H23～26a欄には、東アジア調査研究センター運営費交付金を含む。

※H25のa欄は、本体及び東アジアともに減額補正後の金額。

*「H29(推計)」のeは、前年度の学生数、補正係数により推計したもの。

出典：総務省資料より作成

3 私立大学等経常費補助金の推移

(単位:億円、%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
私立大学等経常費補助金	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5	3,152.5
対前年度伸率	△1.0	△1.0	0.1	△0.4	△0.7	△0.4	0.3	△1.0	0	0
補助割合 (補助金額/大学の 経常的経費)	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9	-	-
対H20伸率										△3.0

出典：文部科学省資料及び日本私立学校振興・共済事業団資料より作成

(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室)

Ⅶ－４ 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省生涯学習政策局

【要望の内容】

児童生徒や地域住民が多様な書籍等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

【要望の背景や当県の取組】

当県では、都道府県で唯一となる県民の読書活動の推進に関する条例を制定し、読書活動推進基本計画（平成２３年度～２７年度）に基づき、「県民読書の日（毎年１１月１日）」を制定して全県的な読書イベントを開催するなど、県民総ぐるみで読書活動を展開するとともに、市町村立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努め、全市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を達成しました。

現在は、第２次読書活動推進基本計画（平成２８年度～３２年度）に基づき、「家庭」「学校」「職場」「地域」という、県民に身近な生活の場で、いつでも、どこでも、誰でもが本に親しむことができる環境づくりに取り組み、当県が理想とする『高質な田舎』の実現による、「日本一の読書県」を目指しています。

特に地域の読書拠点となっている学校図書館や公立図書館については、その資料を充実させることにより、児童生徒や地域住民の知的欲求を満たし、心豊かな暮らしを下支えすることで、読書活動を通じた住民同士のコミュニケーションや仲間づくりを広げて、これからの地方創生を支える人づくりにつなげることが肝要です。

【参考資料】

市町村図書館・県立図書館の資料費の推移

（単位：千円）

区分	H26	H27	H28
市町村立図書館（※）	153,098	156,484	146,987
県立図書館	38,648	38,574	38,310

（※）公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

（県担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課）

VIII 人口減少社会への対応に向けた支援充実

Ⅷ－１ 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部、政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省大臣官房、雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- （１） 現在の少子化の状況が危機的状況にあることを踏まえ、国が主体となって、結婚、妊娠・出産、子育て等に係るポジティブイメージの醸成や、中小企業従業員の仕事と子育ての両立のため、一般事業主行動計画策定に係る支援を拡充するなど、各種の少子化対策をより強力に推進すること。
- （２） あわせて、地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に推進するため、「地域少子化対策重点推進交付金」がより使いやすくなるよう、制度の運用に配慮すること。
また、地方が中長期計画に基づいて基金を造成し、特定の少子化対策事業を複数年にわたって実施できるよう、基金原資に充てられる交付金を新設すること。
- （３） 加えて、子どもの成長と子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援事業について、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組むことが出来るよう「子ども・子育て支援交付金」の柔軟な運用を行うこと。
- （４） これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、第３子以降の保育料の完全無償化に向け、第３子以降の保育料を無償とするための所得要件を緩和すること。
あわせて、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県は、出生率が平成７年以降２２年連続、婚姻率が平成１２年以降１７年連続で全国最下位、人口減少率も過去５年間で５．８％と全国で最も高く、その対策を講ずることが喫緊の課題となっています。
- （２） このため、県政運営指針である「第２期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置付け、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人

人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援、専門アドバイザー派遣による中小企業の一般事業主行動計画策定の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

- (3) 少子化対策は国民的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。

あわせて、地方自治体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、外部有識者による審査等により、交付決定までに時間を要し、事業着手に遅れを生じることがあることから、審査時における詳細な採択基準を事前に示すなど、運用の改善を図るとともに、将来的には、各地方自治体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるよう、基金原資に充てられる交付金を新設する必要があります。

- (4) 地域における子育て支援事業については、実施主体である市町村が、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それに基づき事業を実施しており、国、県は1／3ずつ助成し、どこに居住していても等しく子育て支援サービスを受けられるよう支援しています。

しかしながら、国交付金の基準が、利用者支援事業（母子保健型）では、保健師等専門職員の配置が必要となっているほか、地域子育て支援拠点事業では、週3日以上かつ1日3時間又は5時間以上の開設が必要となっているなど、事業内容が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっています。

- (5) 当県では、第3子以降を持ちたいという希望の実現を強力に後押しするため、出生順位を問わず、全ての子どもに保育料の一部助成を行った上で、28年度からは、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の所得制限の下で、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成することにしました。

また、福祉医療費の助成について、従来は乳幼児と小学生を対象としていましたが、平成28年8月から対象範囲を中学生まで拡大しました。

しかしながら、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといった少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、将来の我が国の根本に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料助成制度の充実

一定の所得制限の下で、全ての子どもを対象とする現在の保育料助成に加え、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成。

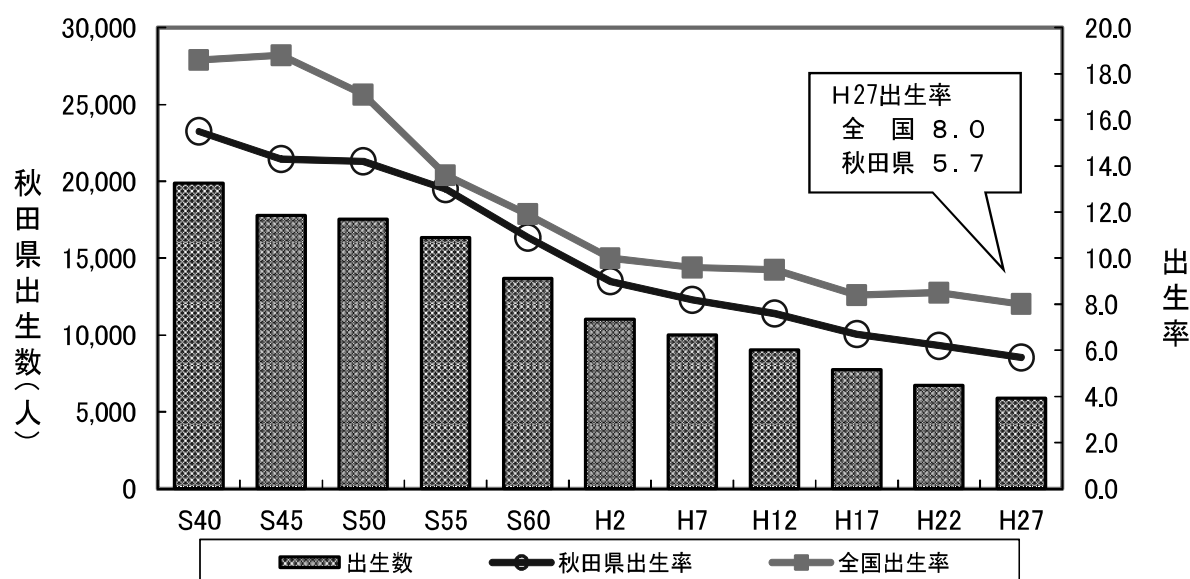
- ・対象：平成28年4月2日以降に、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯
- ・内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

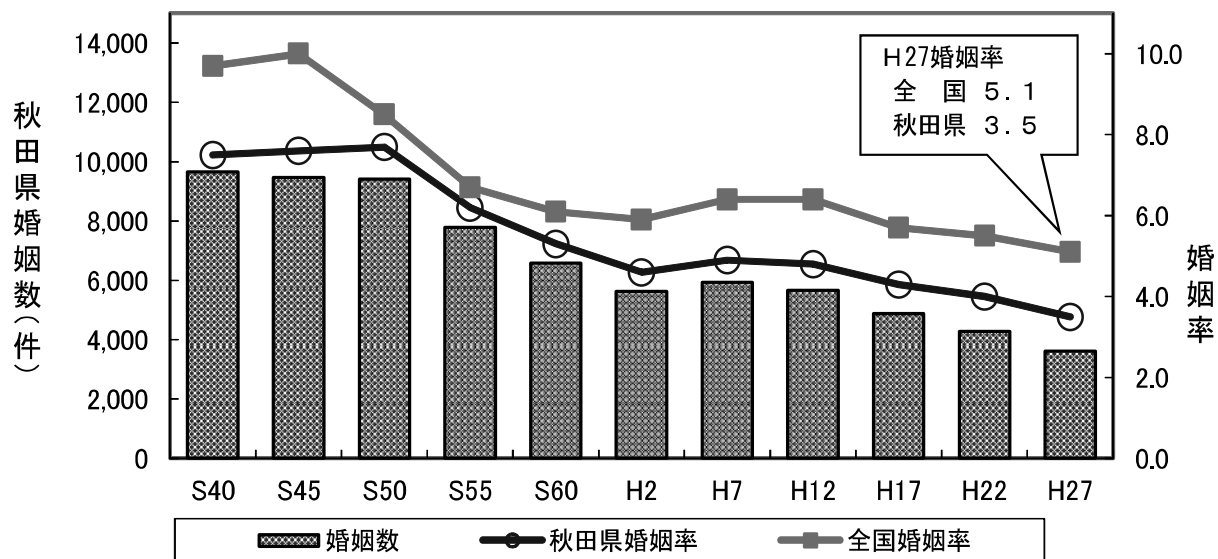
- ・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）
- ・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月当たり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



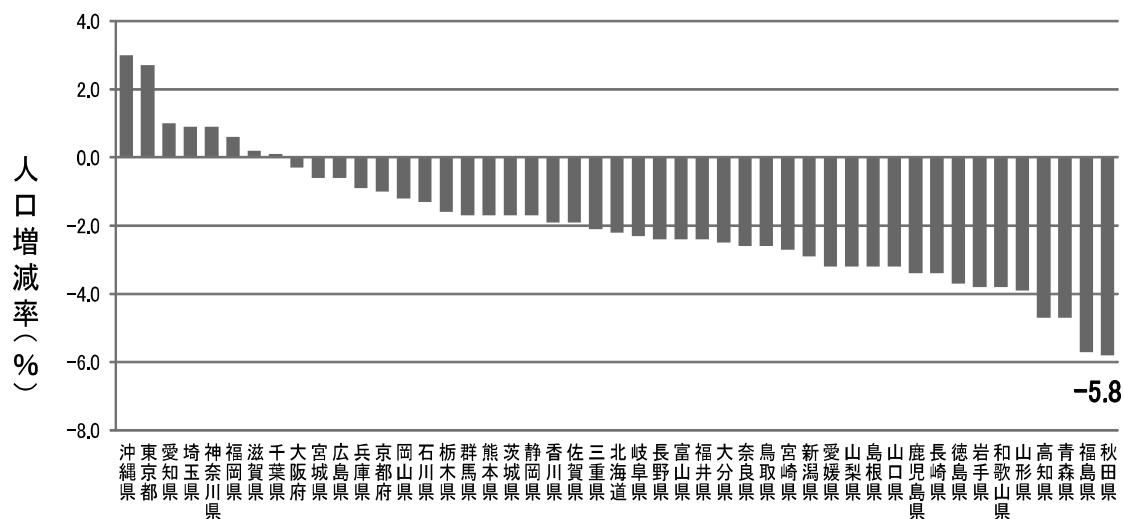
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)

Ⅷ－２ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について（新規）

内閣府男女共同参画局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- （１） 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、現在、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、それぞれ一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている中小企業等において、計画策定の取組が促進されるよう、支援策の拡充を行うこと。
- （２） 女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業の認定（えるぼし認定）や、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得を目指す中小企業に対して、認定取得に向けた取組の支援策の拡充を行うこと。
- （３） 「地域女性活躍推進交付金」について、安定的に予算を確保し、補助率を平成２８年度と同じ８／１０にするとともに、公募時期を早めるなど、県や市町村が取り組みやすい制度とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 平成２９年３月に決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など９つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後１０年間で関係法律の改正等を含め施策を講ずることとされています。
- （２） 人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県において、県の活力を維持・向上させていくためには、女性の活躍が不可欠となっていますが、女性の有業率は全国平均を上回っている（全国１５位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低迷している（同４４位）など、職場における女性の活躍が十分には進んでおらず、県内企業の９９．９％を占める中小企業の一部からは、女性の活躍推進等に向けた取組自体が会社の負担となる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。
- （３） こうしたことから、当県では、経済団体等と行政で構成する「あきた女

性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進等に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や、取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。

- (4) 女性の活躍推進等に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし認定等に向けた取組に関する事務等の負担がより大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や額の増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充やくるみん税制の存続など、企業の実業への支援を充実させる必要があります。

- (5) また、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、「地域女性活躍推進交付金」の財源の確保を図りつつ、平成29年度から1/2に引き下げられた補助率を、少なくとも平成28年度と同様の8/10とするとともに、市町村が年度当初から事業に着手し、事業期間を十分に確保できるようにするため、公募スケジュールの早めの公表や公募期間の延長などの対応が必要です。

【参考資料】

[管理的職業従事者に占める女性の割合等]

順位		管理的職業従事者に占める 女性の割合 (%)	
東北	全国		
1	2	青 森 県	20.3
2	15	岩 手 県	14.8
3	21	山 形 県	13.7
4	25	宮 城 県	12.8
5	31	福 島 県	12.0
6	44	秋 田 県	8.6
		全 国 平 均	13.4

順位		女 性 の 有 業 率 (%)	
東北	全国		
1	3	山 形 県	70.2
2	11	岩 手 県	67.0
3	15	秋 田 県	66.2
4	31	青 森 県	63.0
5	32	福 島 県	62.9
6	37	宮 城 県	61.8
		全 国 平 均	63.1

総務省「平成24年就業構造基本調査」より

[本県のくるみん認定企業数等の状況（平成29年3月末現在）]

順位		くるみん認定企業数	
東北	全国		
1	20	山形県	35
2	24	福島県	30
3	26	宮城県	29
4	29	岩手県	28
5	36	秋田県	20
6	38	青森県	10
		全国平均	57.3

順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国		
1	17	青森県	1
1	17	岩手県	1
1	17	宮城県	1
1	17	山形県	1
1	17	福島県	1
6	37	秋田県	0
		全国平均	2.5

厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」より

順位		えるぼし認定企業数	
東北	全国		
1	9	岩手県	4
1	9	宮城県	4
1	9	福島県	4
4	15	青森県	3
5	26	山形県	1
6	38	秋田県	0
		全国平均	6.1

厚生労働省「女性活躍推進法による認定状況」より

《くるみん税制の概要》

企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けた場合に、その資産の割増償却ができる制度

- 税制優遇措置期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日
- 割増償却率

企業の区分 資産の区分	常時雇用労働者		全てのプラチナくるみん認定企業
	101人以上	100人以下	
建物及び建物附属設備	24%	32%	15%
車両・運搬具及び器具・備品	18%	24%	12%

- 割増償却率の適用期間
 - ・ くるみん認定：認定を受けた事業年度（1年間）
 - ・ プラチナくるみん認定：認定を受けた事業年度から3年間
- 次世代育成支援対策資産
 - ・ 事業所内保育施設、授乳コーナー、女性用休憩室、更衣室（男女別）
 - ・ 一定のテレワーク（在宅型）用電気通信設備 など

《両立支援等助成金の概要》

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための取組を実施した事業主等に対し支給する助成金（助成金の区分は下記コースのほかに3コースあり）

1 出生時両立支援コース

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給

○ 支給要件等（支給対象は1年度につき1人まで）

- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修を実施するなどの取組を行うこと
- ・男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得すること

○ 支給額

	中 小 企 業	中小企業以外
取組・育休1人目	57万円	28.5万円
育休2人目以降	14.25万円	

2 育児休業等支援コース

(1) 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給

○ 支給要件等（1企業2人まで支給：無期雇用者1人、有期契約労働者1人）

- ・育休取得時：3か月以上育児休業を取得すること
- ・職場復帰時：対象者を原則として原職に復帰させ、更に6か月間継続雇用すること

○ 支給額

育休取得時 職場復帰時	各28.5万円
----------------	---------

(2) 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給

○ 支給要件等（支給対象期間：5年間、人数：1年度あたり10人まで）

- ・対象労働者が3か月以上の育児休業を取得した上で事業主が休業期間中の代替要員を確保すること
- ・対象労働者が、育児休業終了後に原職等に復帰し、更に6か月以上継続就業すること

○ 支給額

支給対象労働者 1人当たり	47.5万円
------------------	--------

3 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給

○ 支給額

※各コース
1企業
1回限り

	中小企業	中小企業以外
加速化Aコース(取組目標達成時)	28.5万円	—
加速化Nコース(数値目標達成時)	28.5万円	—
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円	28.5万円

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

Ⅷ－３ 子どもの貧困対策の充実・強化について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

文部科学省生涯学習政策局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- （１） 各都道府県の対策推進の検証・評価に資するよう、都道府県ごとの子どもの貧困の実態が分かるような調査研究を国が継続的に実施すること。
- （２） 地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、制度の恒久化、地域ニーズに対応した事業メニューの追加や運用の弾力化、交付金の増額など、財政支援の充実・強化を図ること。
- （３） 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、特に厳しい環境に置かれた子どもたちへの支援策の抜本強化に向け、教育や生活の支援、経済的支援等に関し必要な施策を講じ、子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもや、その世帯の問題が深刻化しています。

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、我が国における平成２４年の子どもの貧困率は１６．３％と過去最悪を更新している状況です。

このような状況の中、国の平成２７年度補正予算により、「地域子供の未来応援交付金」が創設され、県及び市町村がそれぞれの役割に応じて対策を進める新たなスキームが示されたほか、平成２８、２９年度においても、子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進に向けた予算が計上されています。

(2) 当県では、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策の推進を図ることを目的として、平成27年度末に、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「貧困の状態にある子どもをできる限り早期に把握し、問題が深刻化する前に、適切な支援につなぐこと」を基本方針とし、支援体制の整備に取り組むことにしています。

(3) 平成28年度には、今後の貧困対策に向けた基礎資料とするため、ひとり親家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析を全県的に実施しました。

この調査結果に基づき、平成29年度は、①市町村の支援体制整備に向けた取組を促進するための事業、②生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業、③ひとり親等生活困窮者に対する家計相談支援事業、④地域において教育分野と福祉分野等との“支援のつなぎ”をコーディネートする者を養成する事業、⑤子どもの貧困対策の普及啓発事業、⑥地域住民の子どもの貧困に対する理解を深めるための事業を展開していくことにしています。

ひとり親家庭からは経済的支援を求める声も多く、各市町村ごとに異なる貧困世帯の実情に応じたきめ細かな支援のためには、新規事業や既存事業を積極的に実施することが重要であることから、事業に活用できるようメニューの追加や制度の弾力的運用が必要です。

(4) 子どもの貧困問題は、社会情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大など、我が国が抱える基本的な問題が大きく影響していることから、国はその責任において、教育や生活の支援、経済的支援等、子どもの貧困対策を総合的に推進していくとともに、地方の取組を支援する必要があります。

【子どもの進学状況等（平成27年）】

(単位：％)

		秋田県	全 国
高等学校等進学率	全世帯	99.3	98.7
	生活保護世帯	96.7	92.8
	児童養護施設	100.0	97.0
高等学校等中退率（平成26年度）	全世帯	1.0	1.5
	生活保護世帯	3.6	4.5
	児童養護施設	—	—
大学等進学率	全世帯	61.7	71.2
	生活保護世帯	28.6	33.4
	児童養護施設	11.1	23.3

(県担当課室名 健康福祉部地域・家庭福祉課)

Ⅸ 社会基盤整備及び防災・減災対策の着実な推進

Ⅸ－１ 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (１) 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理を計画的に推進するため、社会資本整備や防災・減災、老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡大を図ること。
- (２) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算における公共事業関係費を７兆円以上の規模に拡大し、今後、持続的に確保すること。
- (３) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成３０年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (４) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成３０年度以降も継続するとともに、県の産業経済活動を支え地域間交流を活性化し、住民生活に不可欠な道路整備の推進が図られるよう拡充・見直し等の措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、人口減少の克服と秋田の創生の実現に向け、成長分野である航空機産業や新エネルギー産業の振興などに取り組んでおり、これら施策の基盤となる社会資本の整備を計画的に推進していく必要があります。
また、頻発する自然災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、港湾、河川等の老朽化対策の確実な実施が急務となっています。
- (２) 国の公共事業関係費は、ここ数年は下げ止まっているものの、いまだピーク時の６割（当初予算比）程度であり、計画的な事業の進捗に支障を来しています。
また、当県の建設業従事者数は減少し、入職者の減少等から人材の確保や育成が厳しく、今後、地域を支えることが困難になると懸念されます。
- (３) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合、通常予算に影響を及ぼし、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな影響があると懸念されます。
- (４) 財特法による補助率等の嵩上げ措置が平成２９年度末で切れ、平成３０年度から地方負担が増えることになれば、県が掲げる人口減少の克服と秋田の創生の実現はもとより、県の行財政運営にも多大な影響が生じることになります。

ストック効果を重視し計画的な社会資本整備を推進

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



日沿道、東北中央道の整備促進
地域間ネットワークの構築



産業・物流・エネルギー拠点化
港湾の機能強化



コンパクトシティの推進
街路ネットワークの構築

■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



災害復旧作業

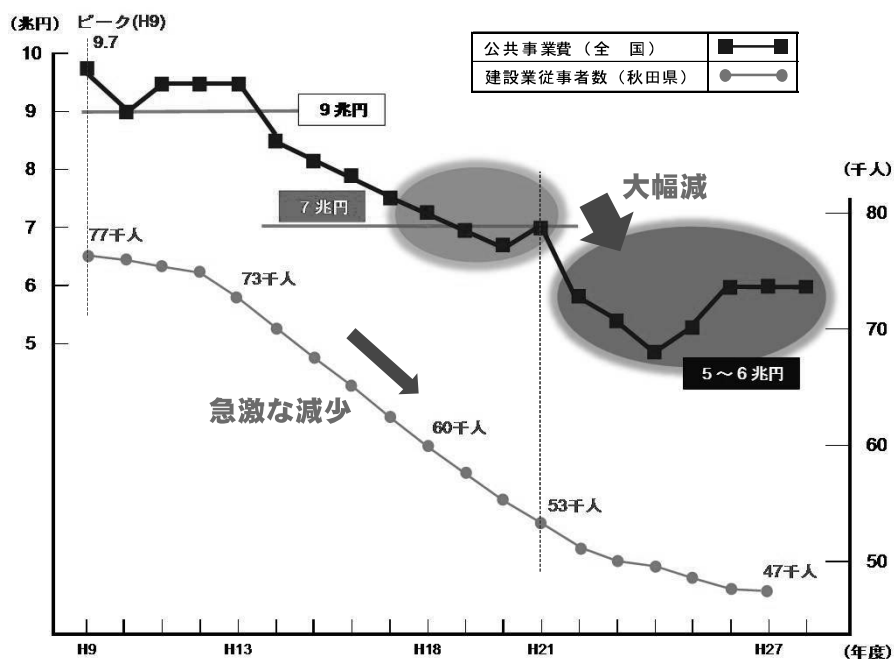


除雪作業

こうした中

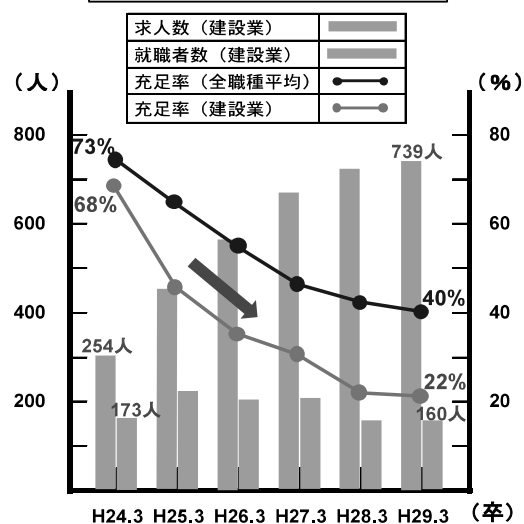
公共事業費(当初予算)と建設業従事者数は減少

公共事業費はピーク時より大幅に減少し、ここ数年は約6兆円を維持しているものの、将来にわたり地域を支える建設業従事者数の減少が続いている



低い充足率

新規高卒者の県内就職状況
(秋田労働局調べ)



Ⅸ－２ 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの軽減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (１) 「鷹巣大館道路」や「遊佐象潟道路」、「真室川雄勝道路」等の事業中区間、「二ツ井白神ＩＣ～小繋ＩＣ（仮）」間における交通の安全性・円滑性を図る事業について、必要な予算を確保し早期整備・完成を図ること。
また、「二ツ井今泉道路」については、早期に開通時期を示すこと。
- (２) 当県で事業中の「鷹巣西道路」について、早期開通に必要な予算を確保するなどの支援を行うこと。
- (３) 秋田自動車道「北上ＪＣＴ～大曲ＩＣ」間について、４車線化の整備に向けて取り組むこと。
- (４) 休憩施設等の整備やスマートＩＣの整備支援に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 県内で唯一の未着手区間であった東北中央道「及位～上院内」間について、今年度、新規事業化され、県民の悲願である高速道路の全線開通に大きく前進したところです。高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。

特に、「二ツ井今泉道路」については、地域における企業立地を促進するため、早期に開通時期を明示する必要があります。

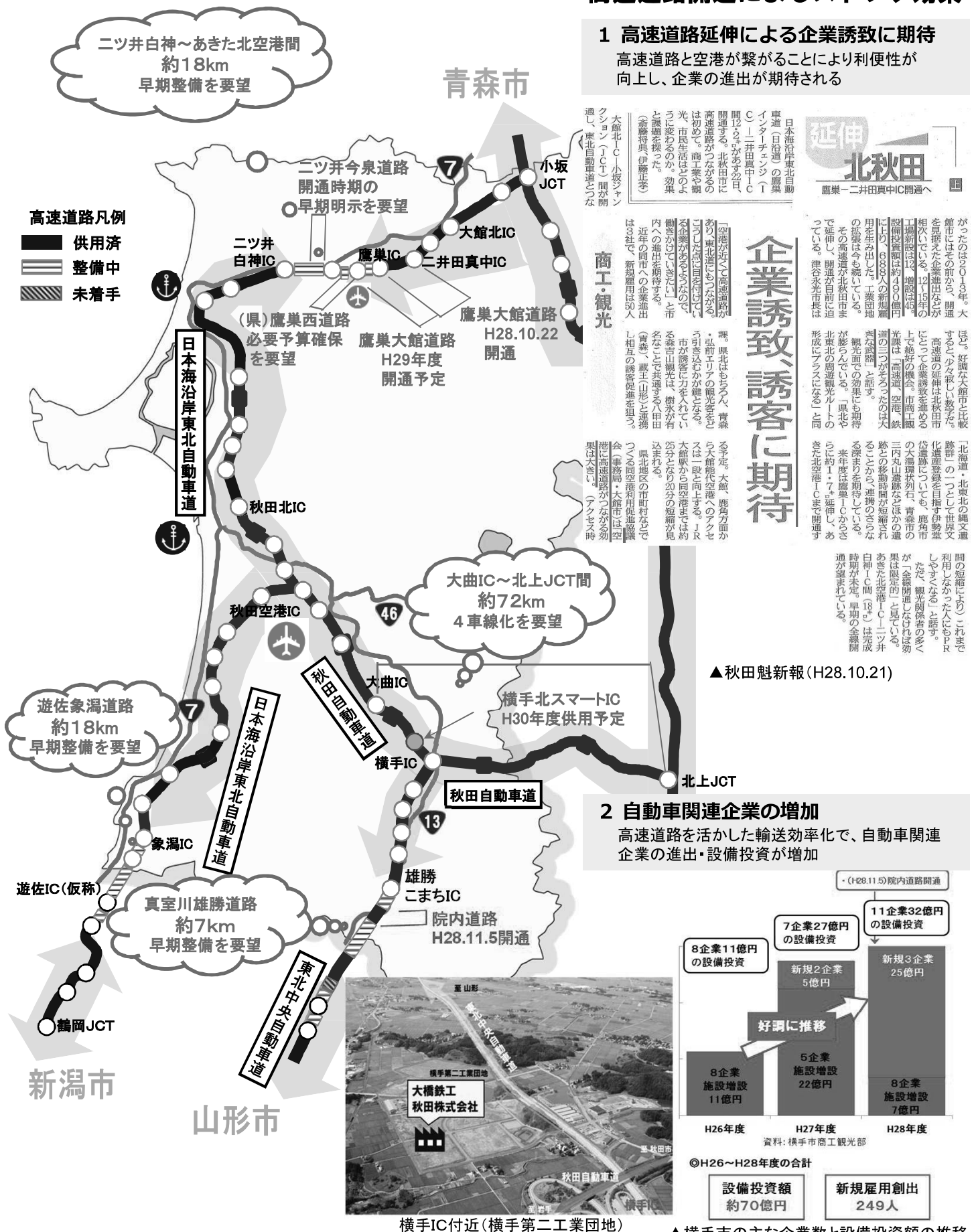
- (２) 当県では、「二ツ井今泉道路」とあきた北空港ＩＣ（仮称）を結ぶ「鷹巣西道路」について、早期開通を目指し重点的に事業を推進しています。
- (３) 暫定２車線区間は、４車線以上の区間に比べ事故発生率が高いことに加え、冬期は降雪により走行幅員が狭隘となり、路肩排雪作業のための通行止めが発生しています。
- (４) 「横手北スマートＩＣ」等の設置により、高速道路の利便性向上や地域経済の活性化、周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

高速道路開通によるストック効果

1 高速道路延伸による企業誘致に期待

高速道路と空港が繋がることにより利便性が向上し、企業の進出が期待される



▲横手市の主な企業数と設備投資額の推移
(県担当課室名 建設部道路課)

Ⅸ－２ 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局、土地・建設産業局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化するため必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (１) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。

① 国道４６号「盛岡秋田道路」の「仙北市生保内～^{おほない}卒田^{そつだ}」間を新規事業化すること。

② 国道１０１号「西津軽能代沿岸道路」や国道１０５号「大曲鷹巣道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。

- (２) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道７号「下浜道路」や国道１３号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。

- (３) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道１０７号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、県で管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。

また、秋田港と高速道路を結ぶアクセス道路の整備に向けた地籍調査に要する予算を確保すること。

- (４) 既存の「道の駅」を地方創生の拠点とするための取組に対し、必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 国道４６号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

また、国道１０５号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、雪崩などの自然災害に強い道路づくりが必要です。

- (２) 国道７号及び１３号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間の早期整備が必要です。

- (３) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。

- (４) 当県では、「あきた未来総合戦略」に「道の駅」の機能強化を位置付け、地方創生の拠点形成に向けた取組を推進しています。

高速道路を補完する道路ネットワーク

▼土砂災害発生状況(県道西目屋二ツ井線)

土砂崩落(H23.8月発生)



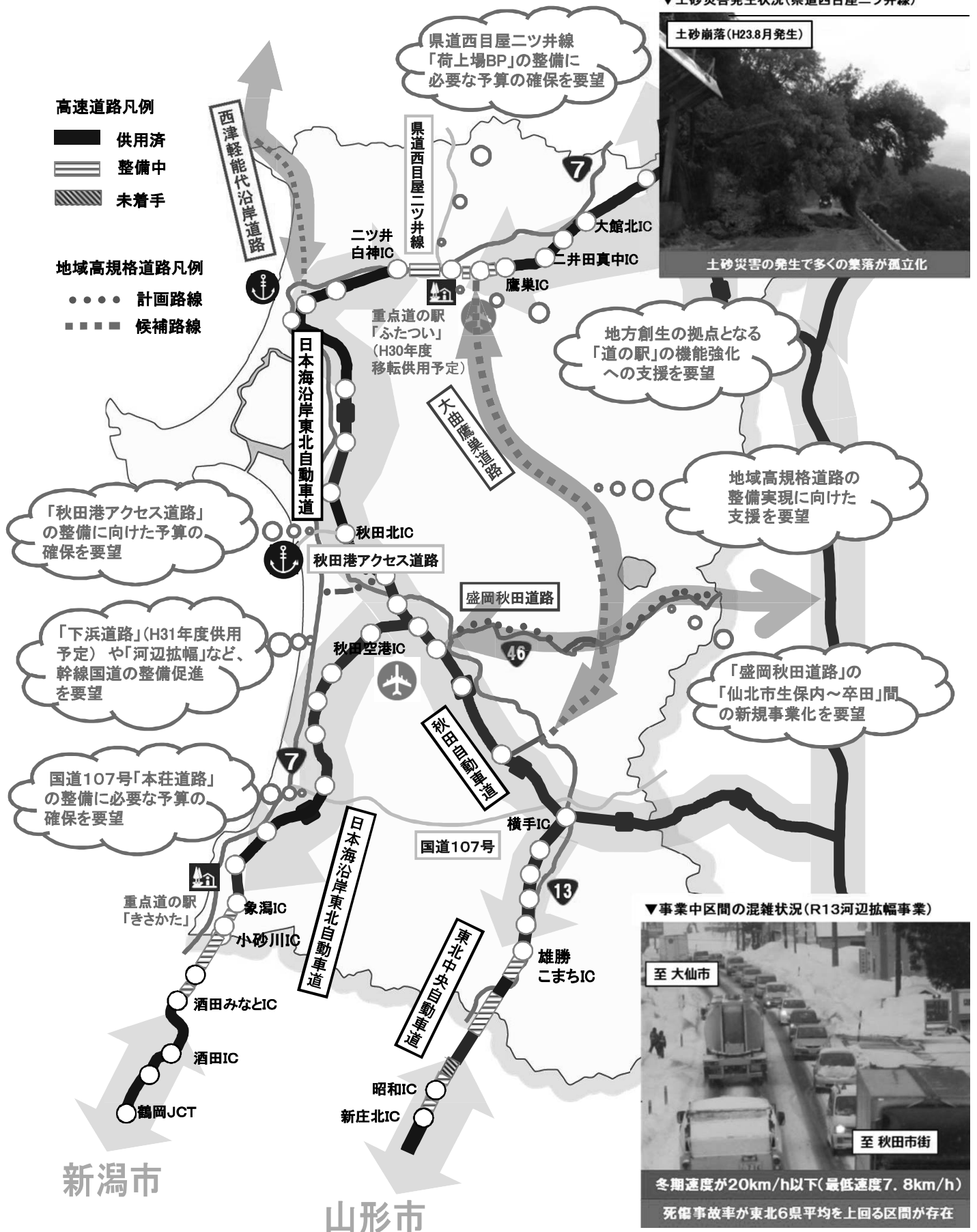
土砂災害の発生で多くの集落が孤立化

高速道路凡例

- 供用済
- ▬ 整備中
- ▨ 未着手

地域高規格道路凡例

- 計画路線
- 候補路線



(県担当課室名 建設部道路課)

Ⅸ－３ 良好な市街地形成に資する街路事業の整備促進について（新規）

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

良好な市街地を形成し、コンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業の整備に必要な予算を確保すること。

- （１） 当県で施行中の「川尻広面線（秋田市）」や「新屋土崎線（同）」、「ていしやばさかえちよう停車場栄町線（由利本荘市）」などの街路事業について、必要な予算を確保し支援すること。
- （２） 跨線橋の４車線拡幅と補修・補強による老朽化対策を一体的に進めている「せんしゅうひろおもて千秋広面線てがたりつきよう手形陸橋（秋田市）」（平成３１年度完成予定）の事業促進について、十分な配慮を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、秋田市を始めとする市町村が行う立地適正化計画策定に対する支援などを「あきた未来総合戦略」に位置付け、都市のコンパクト化に向けた取組を進めているところです。

こうした、コンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な歩行空間を確保することにより、良好な市街地形成を図ることが必要です。

- （２） 当県では、秋田駅周辺の鉄道で分断された市街地東西間の連絡強化を図り、官民連携で進めている「秋田市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業を支援するため手形陸橋の整備を行っていますが、鉄道との立体交差であることから、短期間に多額の予算が必要となっています。

また、秋田市では、今年度中に「秋田市立地適正化計画(仮称)」の策定を目指しており、県としても「コンパクト＋ネットワーク」の実現に向け、手形陸橋の整備を重点的に進める必要があります。

官民連携で進む秋田市の「コンパクトなまちづくり」



当該箇所

県街路事業により、
中心市街地へのアクセスを強化！

千秋広面線(手形陸橋): JR関連工事

1期工事完了 (H29.3.30 交通切替え)

1期工事 2期工事



朽劣化状況

変則3車線による慢性的渋滞発生(主要渋滞ポイント)
→ 4車線化 及び 老朽橋(架設後約50年経過)の補修補強

H25完成
新屋土崎線(山王工区)



【秋田市】
立地適正化計画
→ H29年度 策定予定

秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 (H29.3認定)

◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- CCRC医療福祉住宅複合施設
- JR秋田ゲートアリーナ(体育館)



◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業 等
- 県市連携文化施設



新屋土崎線(旭南)



変則3車線による慢性的渋滞発生
→ 4車線化により円滑な交通環境へ

川尻広面線(横町)



一方通行のボトルネック区間(バス路線)
→ 道路拡幅と歩道整備により沿道環境改善

街路整備の効果事例 (H25完成 新屋土崎線 山王工区)



変則3車線による慢性的渋滞発生
→ 4車線化、無電柱化を実施

旅行速度が1.5倍に向上し、
交差点の渋滞がほぼ解消

(県担当課室名 建設部都市計画課)

Ⅸ－４ 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

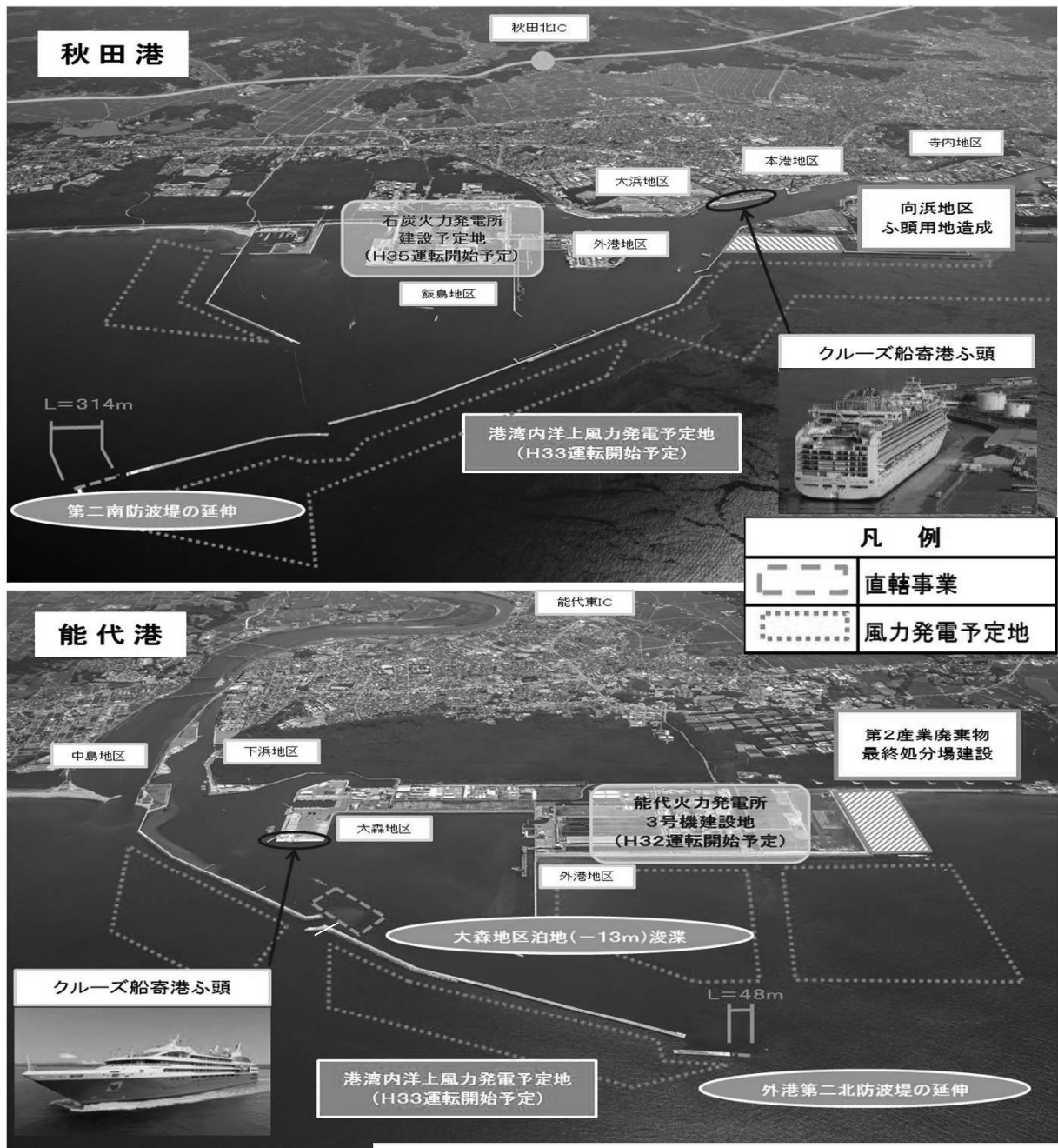
【提案・要望の内容】

- (１) 環日本海交流の拠点である秋田港やエネルギー供給の拠点である能代港等について、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備や予防保全事業を促進すること。また、作業中の港湾計画に併せた港湾環境の整備が早期に実現できるよう支援すること。
- (２) 秋田港、船川港等県内港湾における津波対策（漂流物対策・避難タワーの整備等）が早期に実現できるよう支援すること。
- (３) 秋田港等県内港湾において、増加するクルーズ船寄港に対応するため、受入環境の整備に関する支援を行うこと。
- (４) 秋田港、能代港に計画中の港湾内洋上風力発電施設に関連し、港湾の安定的利用を阻害しない施設とするために必要な技術的支援を行うこと。

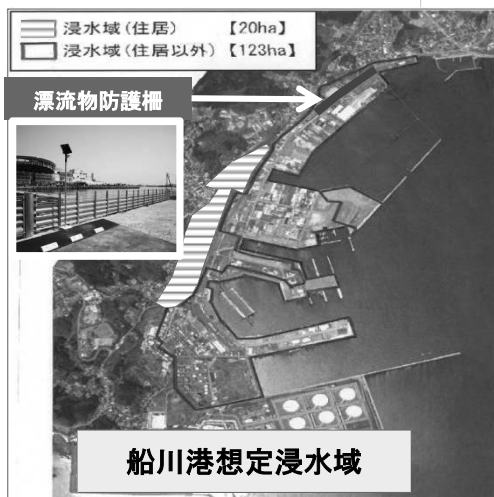
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 秋田港は、昨年のコンテナ取扱量が過去最高となり、今年のクルーズ船寄港数も過去最高となる見込みであるほか、石炭火力発電所の誘致等にも取り組むなど、産業や観光拠点として重要性が増しており、こうした状況を反映させるため、港湾計画改訂作業（平成30年度予定）を進めています。
また、能代港でも、能代火力発電所３号機の建設が始まるなど、今後、更なる港湾物流の増加が見込まれており、県内港湾の環境整備が必要です。
- (２) 当県では、港湾内における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。
- (３) 当県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けることにしています。
このため、旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、クルーズ船の更なる誘致を図ることが急務となっています。
- (４) 当県では、港湾内での大規模な洋上風力発電施設の建設が予定されていますが、港湾の運営に支障を来すことがないよう、安全性を確保する必要があるため、全国的に統一された基準等の整備が必要です。

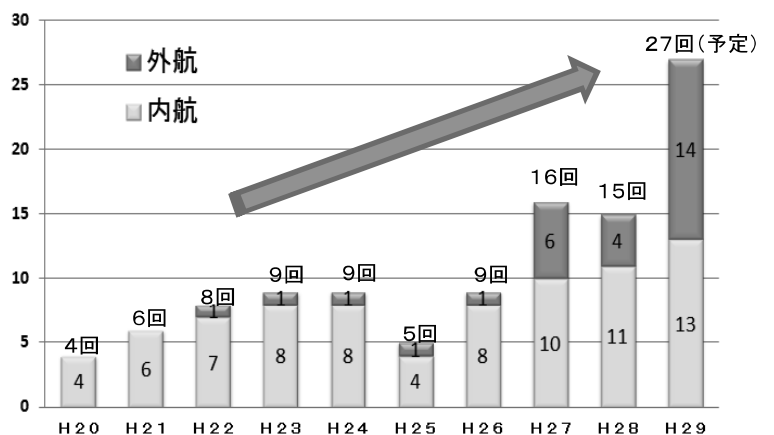
秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



●安全安心を確保する津波対策



●秋田県へのクルーズ船寄港回数



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

Ⅸ－５ 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①治水・ダム対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (１) 洪水被害から県民の生命・財産を守るため、「雄物川」などの直轄管理河川及び「三種川」（平成２５年、２８年洪水氾濫）や「斉内川」（平成２７年破堤氾濫）等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (２) 「成瀬ダム」における本体工事着手並びに「鳥海ダム」における用地取得及び工事着手について、早期に実現すること。
- (３) 県、市町村等が連携・協力し、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき推進する「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図ること。
- (４) ボトルネック状態となるなど、河川の流下能力が著しく不足している鉄道橋梁及び道路橋梁の改築について、新たな補助制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 全国的に大規模な洪水被害が頻発していることに加え、当県でも「三種川」や「斉内川」において洪水による床上浸水等が発生していることから、早期対策を求める声が高まっており、一層の治水事業の推進が必要です。
- (２) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加えてダムによる水源確保を求める声が高まっており、ダム事業の早期完成を強く望んでいます。
- (３) 平成２８年８月に発生した一連の台風被害等を踏まえ、当県では市町村等と協議会を設立し、水位周知河川の拡大に伴う浸水想定区域に係る調査や水位計・雨量計の拡充など、今後５箇年で実施すべき「地域の取組方針」を今年度中に策定し、総合的な対策を推進していくことにしています。
- (４) 「斉内川」の改修に伴い、秋田新幹線が走行する橋梁の架け替えが必要なることから、昨年度より７箇年計画で事業に着手したところですが、短期間に多額の予算を必要とするため、現行制度では、他の事業箇所の予算を圧迫し、計画的な事業進捗が困難になります。

全県の河川改修を計画的に進めるためにも、鉄道橋梁等の改築に係る予算の更なる拡大が必要です。

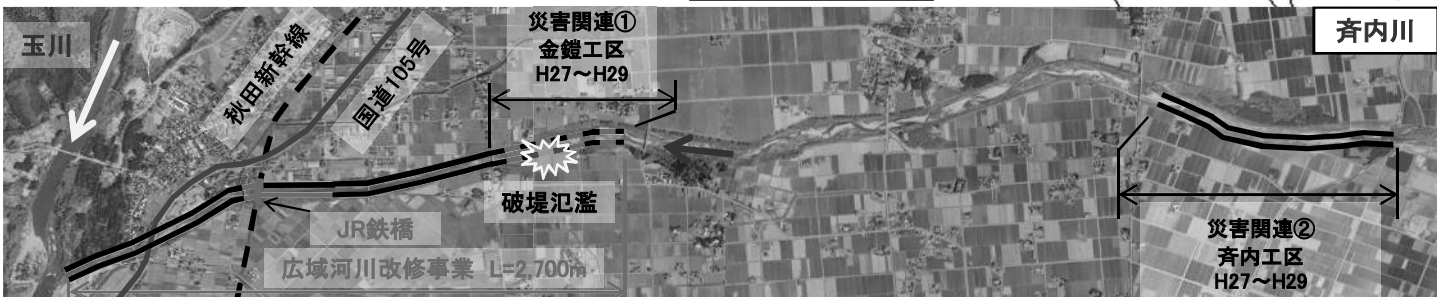
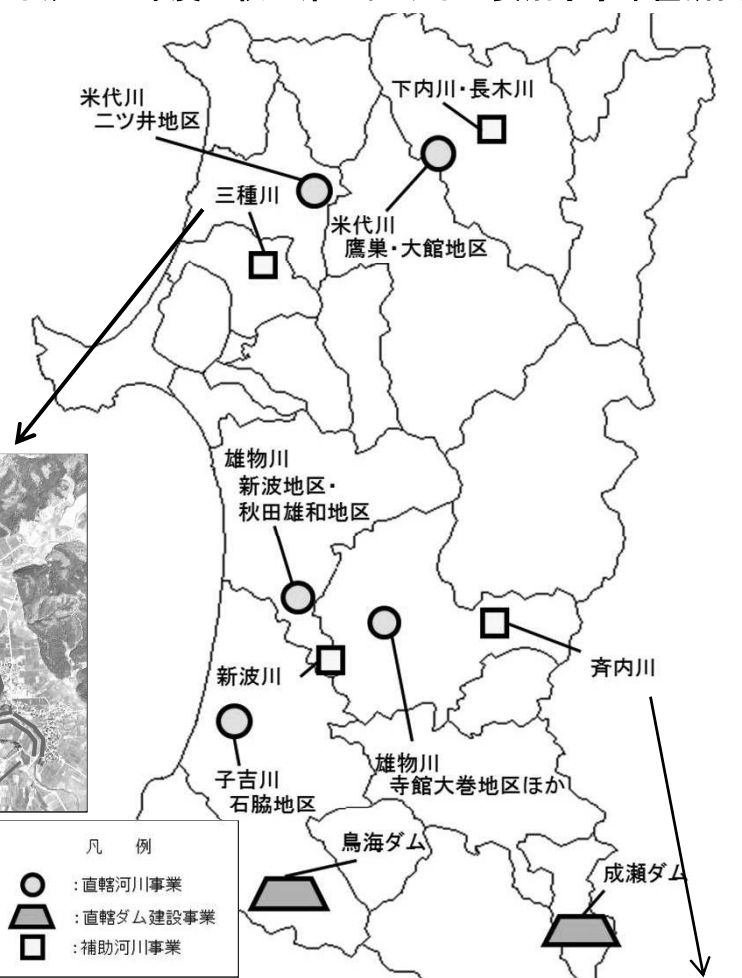
河川とダムの治水対策で洪水から秋田の暮らしを守る

三種川「床上浸水対策特別緊急事業」整備状況

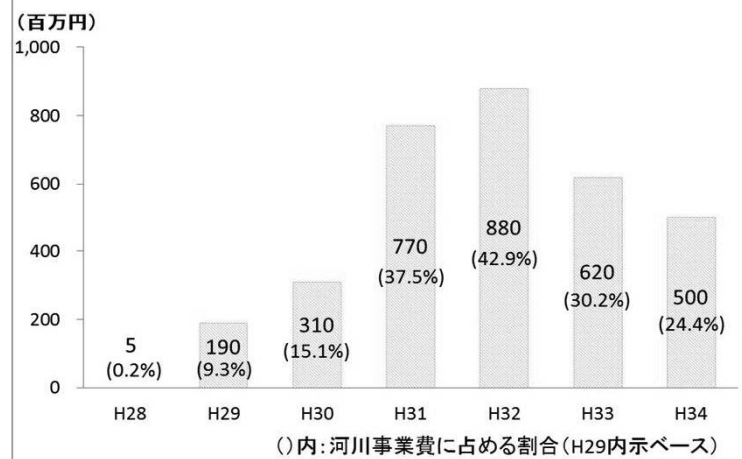


三種川 河川改修事業 L=8,800m
広域河川改修事業、床上浸水対策特別緊急事業

平成30年度 秋田県における主要治水事業箇所図



齊内川鉄道橋改築必要額(防災・安全交付金)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅸ－５ 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

気候変動によって予測困難で経験したことの無い降雨が増大していることから、土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ソフト・ハード両面からの土砂災害防止対策への支援を強化すること。

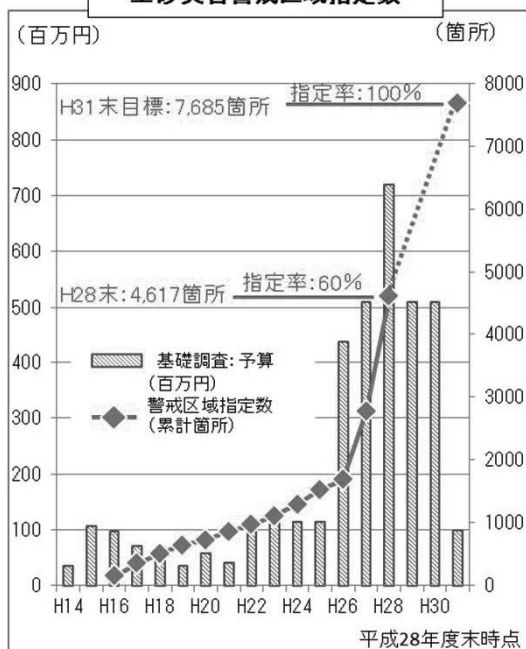
- (１) 土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。
- (２) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
特に、昨春、新たに地すべりの兆候が確認され対策工事に着手した北秋田市阿仁小湊地区については、昨年度二次補正予算及び今年度当初予算において、集水井４基の整備に着手し対策の推進を図っているが、今後とも十分な支援を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

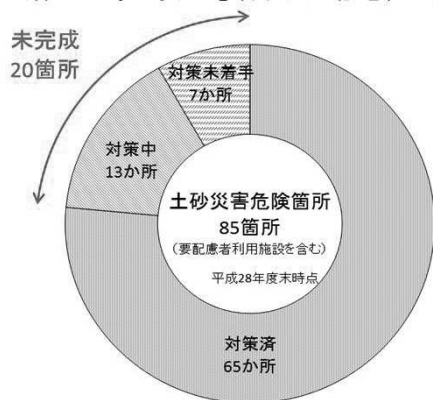
- (１) 当県では土砂災害警戒区域等の指定を最優先課題として取り組んでおり、平成３１年度までに、７，６８５か所全ての指定を完了させることにしています。
平成２８年度においては、基礎調査実施率が約１８％（区域指定率 約２４％）向上していますが、今後も基礎調査費の確保が必要です。
 - ・平成２８年度末時点：基礎調査実施率 約６６％（指定率 約６０％）
 - ・平成３０年度末目標： 〃 約９１％（ 〃 約８８％）
- (２) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所を重点的に実施しています。
昨年度から、北秋田市阿仁小湊地区の地すべり防止対策を新たに実施していますが、保全対象には「鉄道」、「一級河川」及び「市道」等の公共施設が含まれており、甚大な被害を未然かつ早急に防ぐため、短期間に多額の予算が必要となっています。
一方、他の事業箇所について予算が圧迫され、計画的な事業進捗が困難になっていることから、ハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。

ソフト・ハード両輪の対策で土砂災害に強い秋田へ

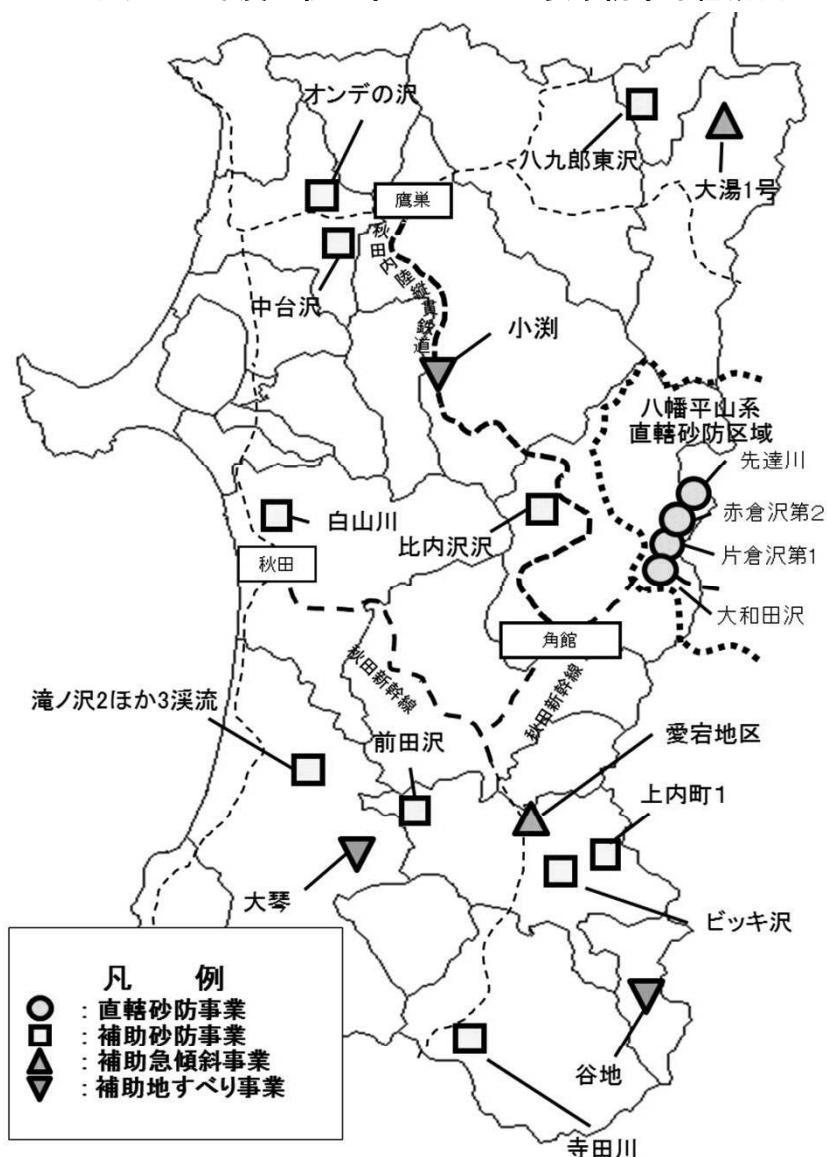
基礎調査予算と
土砂災害警戒区域指定数



土砂災害危険箇所における整備状況
(保全対象に要配慮者利用施設を含む箇所)



平成30年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



公共施設等を守る地すべり防止施設の整備(小湊)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅸ－６ 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、平成３２年度の供用開始を目標として、県と市町等が取り組んでいる生活排水処理の広域共同化に係る次の事業について、予算の拡大を図り必要な支援を行うこと。

- (１) 県北地区３市３町１組合の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理事業
 - ① 流域下水道大館処理センター敷地内に建設する汚泥の広域共同処理施設の整備を支援すること。
 - ② 本事業の対象施設であるし尿処理施設等の下水道接続（統合）に係る整備に対して市町等を支援すること。
- (２) 秋田市単独公共下水道と県流域下水道の処理区統合事業
 - ① 流域下水道臨海処理センター水処理能力増強のための施設整備を支援すること。
 - ② 流域下水道へ接続する秋田市公共下水道管渠の整備を支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 汚泥の広域共同処理事業は、これまで焼却・埋立処理されていた汚泥を循環資源として積極的に利活用することにより、化石燃料等の天然資源の投入量が抑制されるため、地域の循環型社会の形成や低炭素社会の構築への貢献が期待されます。

なお、現在、当県では事業者と本契約を締結し共同処理施設の建設に着手しており、確実に事業を推進するためにも予算の確保が必要です。

- (２) 処理区統合事業は、秋田臨海処理センターの施設運営に係るトータルコストが縮減され、関係市町村の事業経営が安定することが期待されます。
しかしながら、水処理能力増強は、短期間で多額の費用を要することから、施設整備に係る予算確保が必要です。

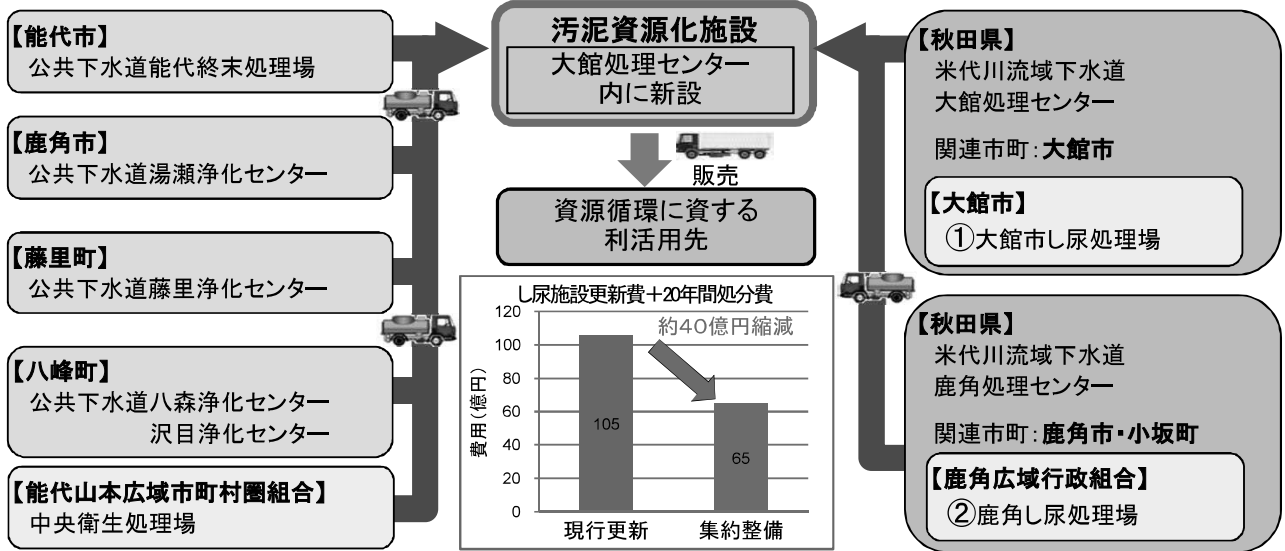
これらの、県と市町村等との広域共同化に向けた取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として高く評価されています。

広域共同化によるインフラの集約・再編

■県北地区広域汚泥処理事業 (H27年度事業着手、H29年度整備着手、H32年度供用予定)

◆流域下水道大館処理センターに広域汚泥処理施設を設置

県北3市3町1組合の終末処理場7施設、し尿処理場3施設からの汚泥を集約処理、資源化



今後20年間で約40億円のコスト縮減が期待！

◆し尿処理施設と流域下水道の接続(統合) H29年度事業着手

①大館市し尿処理場

大館処理センター内にし尿受入施設を新設し、下水処理施設へ接続投入

②鹿角し尿処理場

現在のし尿処理場設備を改造し、流域下水道幹線管渠へ希釈投入

■秋田市単独公共下水道(八橋処理区)と県流域下水道(臨海処理区)の処理区統合事業

(H27年度事業着手、H32年度統合予定)

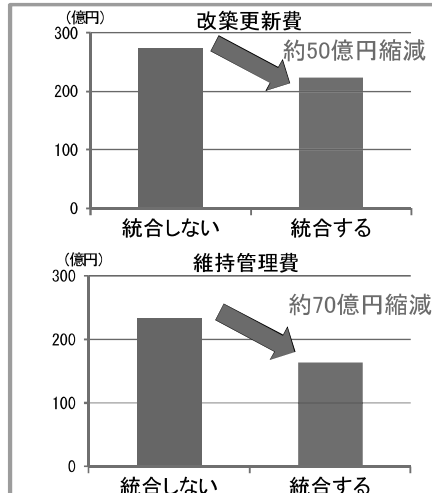
◆八橋処理区を流域関連公共下水道に再編

八橋処理区の汚水を流域下水道秋田臨海処理センターで処理

◆八橋終末処理場の汚水処理施設を廃止

臨海処理センターの処理能力の増強が必要

統合による改築更新費と維持管理費の比較(50年間)



今後50年間で約120億円のコスト縮減が期待！

(県担当課室名 建設部下水道課、生活環境部環境整備課)

Ⅸ－７ 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

国土交通省大臣官房、鉄道局

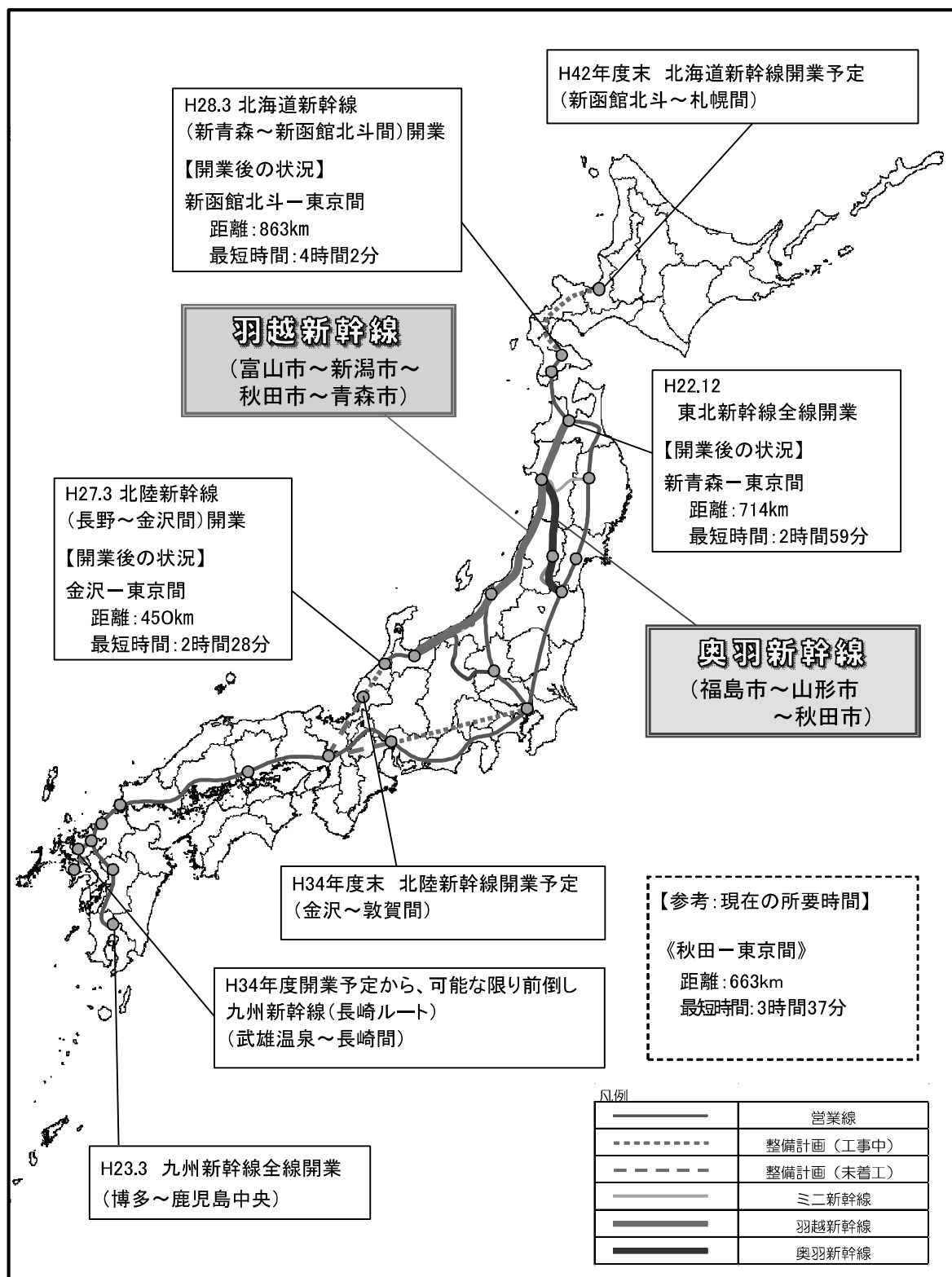
【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散することなどにより、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (２) 昭和４７年に基本計画に位置付けられ、昭和４８年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか３路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成２８年３月に開業し、新函館北斗－札幌間が平成４２年度末の開業予定であるなど、その整備に一定のめどが立ってきています。
- (３) 一方、昭和４８年に基本計画が決定された奥羽・羽越両新幹線は全国新幹線鉄道整備法における基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (４) 当県では、平成２８年９月７日に県、市町村、経済団体等から成る「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を設立したところであり、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

Ⅸ－８ 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (１) 人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講ずること。
- (２) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」を、地方自治体が定める公共施設等総合管理計画の計画期間は活用できるよう配慮するとともに、所要額の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、県並びに全市町村において、公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」（以下、「計画」という。）の策定を完了し、計画の推進段階に入っています。

計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化を計画的に推進していくためには、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第２２条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースが見受けられ、財産処分に係る納付金などについて、地方自治体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。
- (２) 補助事業完了後、経過年数が１０年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めないなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が１０年未満の場合には限定的にしか認められていません。

特に、平成２１年以降に円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に関連した交付金を活用した補助対象財産の処分については、国庫納付を伴う承認手続等が必要となっています。
- (３) また、公共施設等の集約化・複合化等を進める地方債措置について、平成２９年度に「公共施設等適正管理推進事業債」として対象事業の追加や

期間延長など大幅に制度が拡充されました。

しかしながら、計画は「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、少なくとも１０年以上の期間とすることにされており、地方自治体が計画的に公共施設等の集約化・複合化等を進めていくためには、安定した支援制度が必要です。

（県担当課室名 出納局財産活用課）

Ⅸ－９ 水道施設の耐震化促進に向けた財政支援の拡充について

厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

水道施設の耐震化を促進するため、水道事業者（市町村）が行う水道施設整備に対する財政支援を拡充すること。

- （１） 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、十分な予算を確保すること。
- （２） 生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する経費を交付対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県の水道普及率は平成２７年度末で９０．９％、基幹管路の耐震化率は２４．３％となっており、依然として全国平均と比べると低い水準にあります。
- （２） 水道施設整備に係る補助金、交付金の内示額は、当県要望額に対して、平成２７年度は約７割、平成２８年度は約６割、平成２９年度は約９割と、３年連続で要望額に満たなかったことから、水道事業者である市町村は、水道施設の耐震化を計画的に進めることができず、耐震化の促進に支障を来しています。

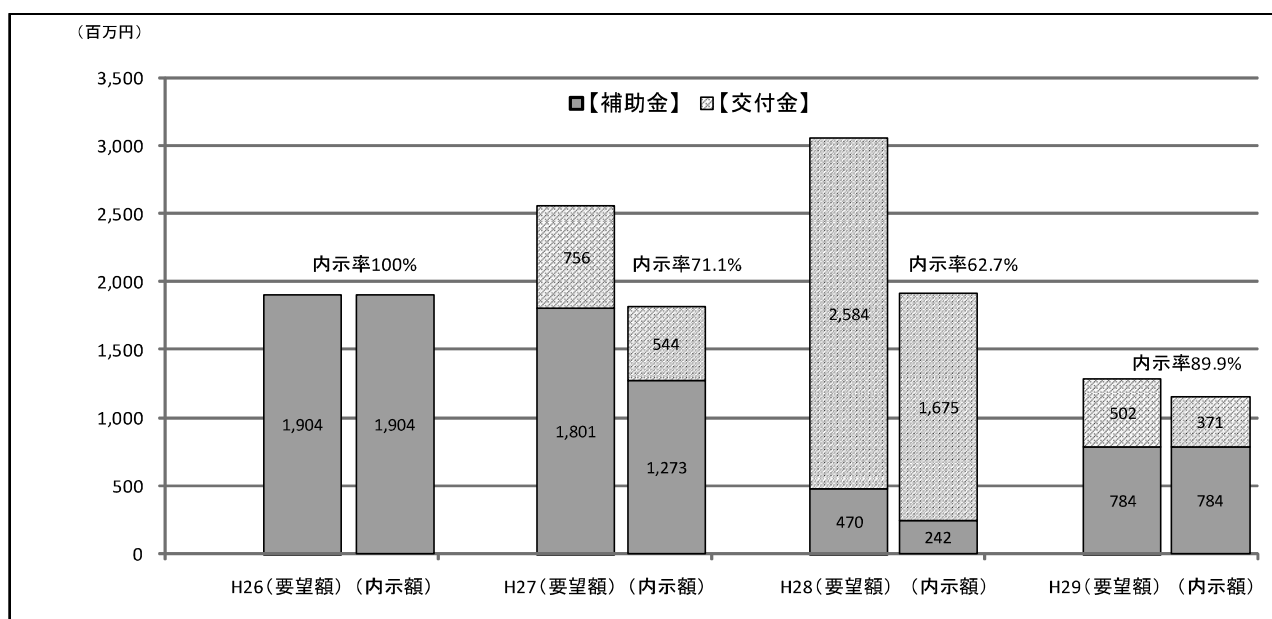
全国的に見ても耐震化が遅れている当県にとって、要望額を満たす予算の確保が必要です。
- （３） 水道施設の耐震化を図るためには、外部委託による耐震診断や、それに基づく耐震化計画が必要となりますが、財政力の弱い市町村が多い当県においては、これらに要する経費に対する支援が必要です。

【参考資料】

1 県内の上水道事業における普及率・耐震化の状況 (単位：%)

	25年度末	26年度末	27年度末	全国平均 (※27年度末)
普及率	90.7	90.9	90.9	97.9
耐震化率(基幹管路)	23.4	24.2	24.3	37.2

2 予算要望額に対する国からの内示額



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

Ⅸ－１０ 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (２) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められています。
- (３) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (４) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めていますが、製油設備がない日本海側における石油製品備蓄の増強を図るためには、国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を新たに整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

X 環境保全対策の推進

X－１ 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

また、湖沼水質保全計画策定に対する支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、これに基づいて流域市町村や関係機関と連携して各種水質保全対策を推進しています。

これまで、下水道等の整備や農地からの濁水流出などの発生源対策を主体に実施し、第２期計画(平成２５～３０年度)では、アオコ対策や新たな湖内浄化対策にも取り組んでいるところです。

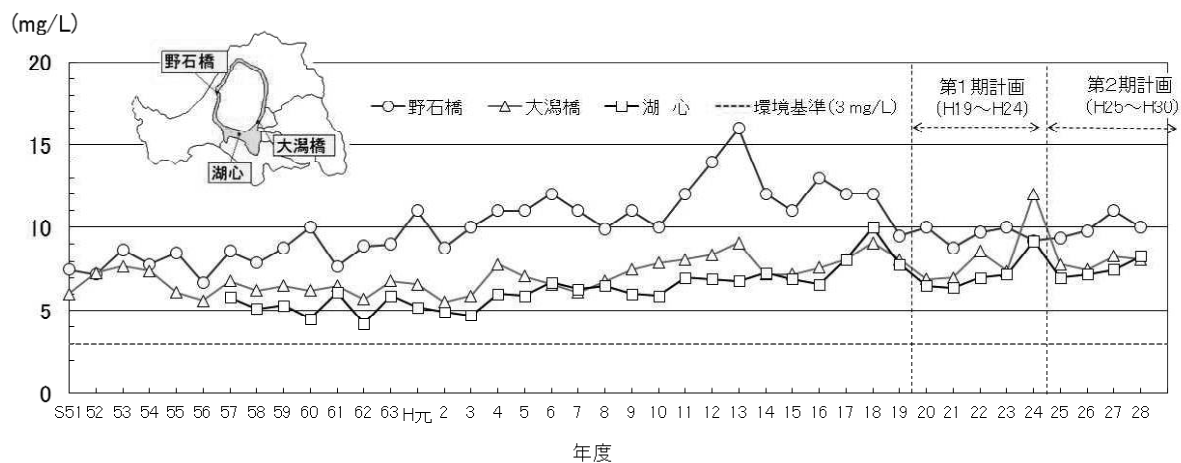
しかし、依然として湖水の環境基準は達成できておらず、夏場にアオコが発生することなどから、より一層の水質保全対策を進める必要があります。

- (２) 財政的に厳しい中、こうした対策を着実に実施していくためには、国によるこれまでの財政的・技術的な支援に加え、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度が必要です。

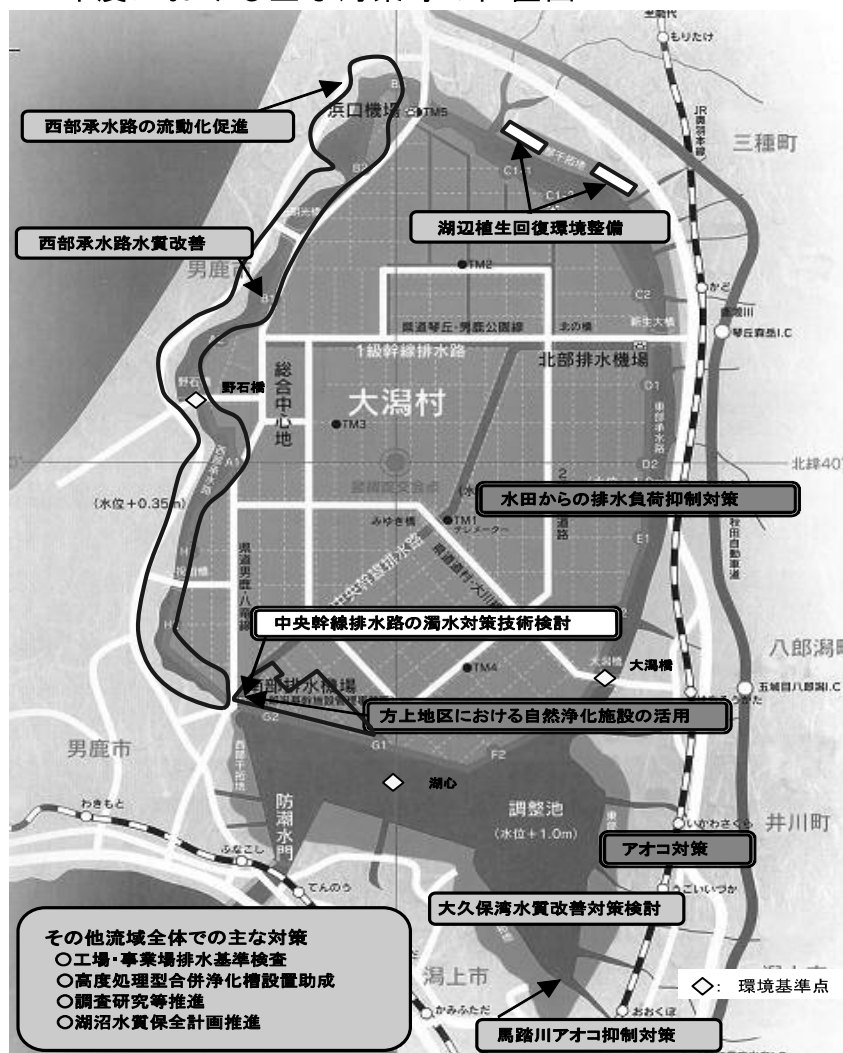
また、これまで湖沼水質保全計画策定には、最適な水質予測モデル構築や各種対策による水質浄化予測に多額の県単独事業費を費やしてきたことから、第３期計画(平成３１～３６年度)の策定に当たっては、国からの技術的・財政的支援が不可欠です。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化（COD 75%値）



(2) 平成29年度における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 ■ : 拡充 □ : 新規

(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

X－2 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であり、自治体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の予算を十分確保するとともに、現在の補助率を維持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が責任を持って取り組むべき課題です。

自治体等においては、同法の責務を踏まえ海岸漂着物の回収努力を続けてきましたが、依然として毎年発生し、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化をもたらしています。

- （２） 当県では、第２次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、重点区域における漂着物の回収処理を確実に進めるために、地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制等の取組を実施していますが、２か年１００億円（平成２５年度～平成２６年度）の予算規模が、ここ３年間では３０億円前後と減少しており、補助率も、１０／１０（平成２５年度～２６年度）から８／１０（平成２７年度）、７／１０（平成２８年度以降）と引き下げられたため地方負担が増加しています。

【参考資料】



海岸漂着物の状況（自然海岸）



海岸漂着物の状況（人工海岸）

海岸漂着物の
回収・処理



ボランティアによる海岸清掃



行政による海岸漂着物の回収



ボランティアによる河川の堤防清掃の様子



平成28年度
秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

X－3 国立公園等における交付金事業予算の確保について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園満喫プロジェクトのステップアッププログラム2020を着実に実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) 国定公園についても、同プロジェクトにより、訪れる外国人の増加が見込まれることから、来訪者に適切に対処するための整備予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成28年度に国立公園を先行的・集中的に整備する、国立公園満喫プロジェクトに十和田八幡平国立公園が選定され、ステップアッププログラム2020に基づき、当県においても施設を計画的に再整備していく予定としています。
- (2) 当県の国定公園は、これまで補助金等により整備したものの、年々施設の老朽化が進み大規模な改修やリニューアルが必要となっています。
- (3) これらの事業対象地は山岳地が多く、降雪等の理由から工事期間が制約され、複数年度にわたる事業が大半となることから、計画に沿った財源確保が課題となっています。

【参考資料】

○玉川温泉園地 歩道等の整備



自然研究路歩道整備
縁石石積目地劣化部

整備内容
石積天端コンクリート補強
縁石取り外し再設置

○須川園地 案内板等の整備



豪雪による案内板の損壊

整備内容
多言語（日、英、中、韓）に表示

○虎毛山線歩道 橋改修



豪雪による木橋の損壊

整備内容
木橋改修

（県担当課室名 生活環境部自然保護課）

X I 安全・安心な暮らしの確保

X I － 1 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

第三セクター鉄道は、道路と同様に、地域を支える重要な社会インフラとしての役割を担っており、また、路線バスについても、人口減少社会における地域の足として、ますます重要性を増している。

こうした状況の中で地域の生活交通を確保していくため、支援制度の充実を図ること。

- (1) 豪雪地域においては、除雪費が経営に大きく影響を及ぼすことから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度を創設すること。
- (2) 当県では、「秋田版上下分離方式」として鉄道事業再構築事業と同様のスキームで鉄道施設整備を実施しており、この形態も当該事業の対象とすること。
あわせて、鉄道施設整備に係る国庫補助について十分な予算措置を講ずること。
- (3) 幹線路線バスについては、人口減少が著しい過疎地域に配慮して、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件を緩和するとともに、平成30年度事業分からの補助対象経費の上限額の引下げと補助額の調整率の導入を見直すこと。
- (4) 地域内のバス交通・デマンド交通を対象とする地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金についても、新規性要件の緩和や上限額を引き上げるなど支援制度の充実を図り、十分な予算措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 豪雪地域を運行する第三セクター鉄道は、除雪費の負担が重く、安定的な経営を困難にする要因となっています。
なお、道路の除雪費については、3分の2の補助があります。

- (2) 当県の第三セクター鉄道は、地方公共団体は鉄道施設を所有しないものの施設整備に要する費用を国と県が負担する、いわゆる「秋田版上下分離方式」を行っています。

こうした運営形態についても鉄道事業再構築事業の対象となることにより、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率 $1/3$ （通常）に優遇措置（補助率 $1/2$ ）が適用され、安全運行確保のための老朽施設の更新等が促進されます。

また、計画的かつ確実な老朽施設の更新のためには、十分な予算措置が必要となります。

- (3) 人口減少が著しい過疎地域である当県においては、主要な地域間を結ぶバス路線であっても、その多くが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件（輸送量 15 人以上）を満たすのが難しいほか、対象路線であっても、当県の 20 系統が、平均乗車密度不足（平均乗車密度 5 人未満）により対象経費の一部がカットされています。

また、当該補助金において、平成 30 年度事業分から、補助対象経費の上限額を経常費用見込額の $8/20$ （現行 $9/20$ ）に引き下げられるとともに、バス事業者の生産性向上の取組評価（①営業収入額の合計額②運転手 1 人 1 時間当たりの営業収入額、①及び②それぞれの前年度との比較）に係る調整率の導入により、事業者負担の増加と路線の縮小が懸念されます。

- (4) 当県では、全国の中でも先行して人口減少の課題に直面し、地域内交通の再編に取り組んできました。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用により再編後の路線の維持確保を図っていますが、新規性要件があることから、先行して再編に取り組んだ市町村が当該国庫補助金を活用できない状況にあります。

また、当該国庫補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々引き下げられ本来の補助金交付額から大幅に減額されており、県民の生活交通の維持が困難になる懸念があることから、上限額の引上げと十分な予算措置が必要です。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

X I － 2 空き家対策の支援充実について

総務省自治財政局

国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、景観等の面で問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保し、自治体による適切かつ円滑な対応を図るため、回収が困難な代執行の費用等に対する財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 空き家問題は、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題となっていることから、自治体へ財政的な支援を拡充するなど、国として、より効果的な対策を進める必要があります。
- (2) 平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、国は財政上の措置を講ずるとしており、市町村の空き家対策に係る経費について、特別交付税や国庫補助の措置が講じられています。
- (3) また、同法の施行により、市町村は特定空き家に対し、所有者不明の場合にあっても代執行を行うことができることにされました。
しかしながら、所有者不明の特定空き家に対して代執行を行う場合には、市町村がその経費を全て抱えることとなるほか、当該補助制度においても、空き家の活用や除去跡地の公共利用等に充てない限り対象とならないため、結果的に市町村の負担が軽減されず、適切な処置が進まない状況となっております。

【参考資料】

1 秋田県内の空家戸数と危険度の高い空家戸数

(平成28年5月31日時点市町村へ一斉調査)

(単位：戸)

市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数
秋田市	2,745	42	大仙市	1,082	79	五城目町	392	70
能代市	1,521	29	北秋田市	588	91	八郎潟町	183	15
横手市	1,734	105	にかほ市	400	45	井川町	177	14
大館市	1,741	144	仙北市	465	56	大潟村	0	0
男鹿市	234	12	小坂町	138	81	美郷町	230	16
湯沢市	1,105	91	上小阿仁村	119	0	羽後町	294	35
鹿角市	843	110	藤里町	127	33	東成瀬村	61	4
由利本荘市	1,717	58	三種町	512	71	合 計	17,192	1,229
潟上市	616	19	八峰町	168	9			

2 市町村の空家条例の制定状況（平成29年3月31日時点）

県内23市町村において条例を制定済み（未制定：湯沢市、大潟村）

①所有者等に対する勧告 (22/24市町村数)

②危険な空家に対する安全措置や除却等の行政代執行 (16/24市町村数)

3 市町村の空家解体補助制度（平成28年5月31日時点）

○補助制度 17市町村が創設

○H25年度実績 8市町村54件 18,782千円

○H26年度実績 14市町村87件 35,637千円

○H27年度実績 13市町村92件 39,326千円

4 行政代執行の実績（平成29年2月末時点）

	年度	実施件数	除却棟数	除却費用
大仙市	H23	1件	5棟	1,785千円
	H24	1件	1棟	893千円
	H25	1件	7棟	3,549千円
八郎潟町	H25	1件	1棟	1,491千円
美郷町	H25	1件	1棟	1,250千円
鹿角市	H26	1件	1棟	1,620千円
	H27	2件	2棟	3,356千円
上小阿仁村	H28	1件	1棟	4,104千円
合 計		9件	19棟	18,048千円

(県担当課室名 あきた未来創造部地域の元気創造課)

X I － 3 消費者行政の充実に向けた支援について

内閣府消費者庁

【提案・要望の内容】

地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政推進交付金制度について、活用期間の制限等を設けることなく継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員の増員を図るとともに、生活センター北部・南部消費生活相談室を開設するなど、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に努めてきたところです。
- (2) しかしながら、高齢化が進展する当県においては、特殊詐欺被害が依然として後を絶たないほか、高齢者の被害額が全体の６割以上を占めており、消費者安全法による消費生活相談体制の強化や、平成２６年度に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を一層推進する必要があります。
- (3) 市町村では、国からの交付金を消費生活相談員の配置や啓発活動に充てており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費生活相談体制の機能低下にもつながりかねないことから、地方の消費者行政を着実に推進していくため、交付金を活用する場合に付されている活用期間の制限等を設けることなく、この交付金制度を継続することが必要です。

【秋田県の取組状況】

1 県内の消費生活相談件数（平成28年度）

5,828件（秋田県：2,249件、市町村：3,579件）

2 当県の事業実施状況

○平成27年度から「地方消費者行政推進交付金」を活用して事業を実施

○平成29年度当初予算 59,529千円

○主な取組

①高齢者の特殊詐欺被害の防止（テレビCM、ラジオ、啓発冊子等）

②地域における消費者問題解決力の強化

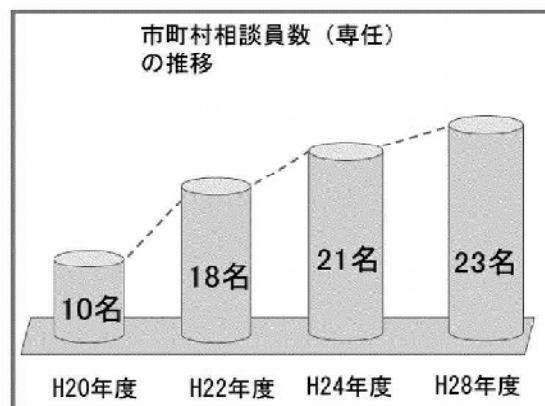
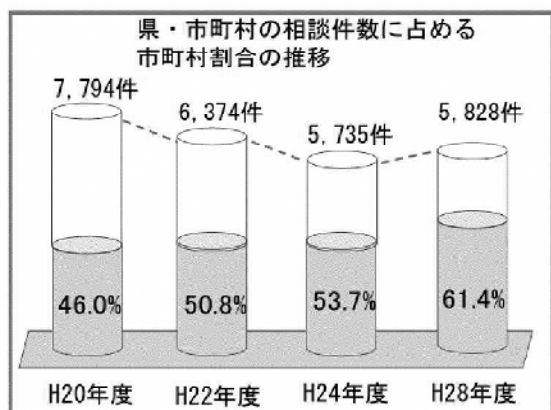
・児童生徒への消費者教育の推進

・消費者被害未然防止・啓発の推進（啓発冊子の配布、出前講座等）

③消費生活相談体制の強化（相談員研修等）

④市町村補助金（専任相談員の配置、啓発活動等）

3 消費生活相談件数、市町村相談員数の推移



○消費生活センターの設置市町村数

平成27年 4市 → 平成29年 13市（予定）

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

X I － 4 雪対策の支援充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろし等除排雪費用への助成等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退しており、雪下ろし等除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制づくりが課題です。

このため、県では、地域の実情に応じた除排雪支援体制の在り方を検討するとともに、共助組織の立ち上げ支援等の対策を講じています。

- （２） 多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし等除排雪費用の助成を行っていますが、厳しい財政状況においては、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ないことから、より充実した対応を図るためには県及び市町村への財政措置を拡充する必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計（うち65歳以上）
平成22年度	2 1	1 0 0	1 3 4	2 5 5（1 2 9）
平成23年度	1 4	1 0 1	9 3	2 0 8（1 0 8）
平成24年度	1 9	9 4	1 2 1	2 3 4（1 2 8）
平成25年度	1 7	7 0	7 4	1 6 1（9 2）
平成26年度	1 1	5 7	2 6	9 4（5 1）
平成27年度	3	3 4	3 2	6 9（3 5）
平成28年度	5	4 8	4 9	1 0 2（7 0）

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成26年度	1 0	2 2	1 5 9
平成27年度	1 4	2 3	1 3 0
平成28年度	1 4	2 3	1 4 4

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

平成28年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち20市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税で措置された主な経費

- ・高齢者等が事業者に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出し
- ・共助組織（集落・自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X I－5 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組 に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

「人と動物が共生する社会」の実現を図るため、次の支援を行うこと。

- (1) 各自治体が行う動物愛護思想の普及・拡大の取組に対する財政的支援制度を創設すること。
- (2) 人と動物の共生や命の大切さを考える学習の場のほか、動物愛護に係る全国行事や国の研究事業に、阿仁熊牧場「くまぐま園」を積極的に活用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

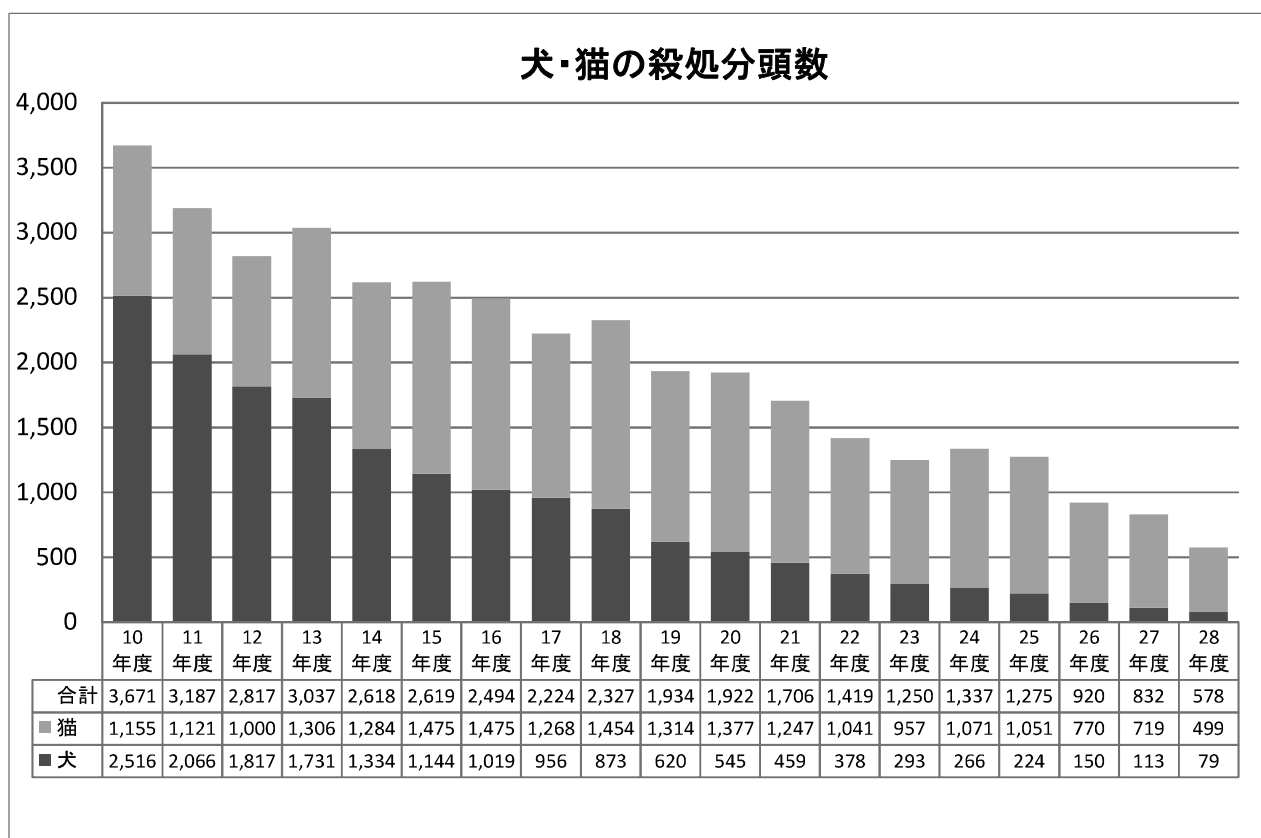
- (1) 当県では、動物の愛護及び管理に関する条例や計画を策定し、様々な動物愛護施策を推進したことにより、犬猫の年間殺処分頭数は、平成10年度の3,671頭から平成28年度は578頭まで、大幅に減少しました。
- (2) このような状況の中、県では更なる動物愛護思想の普及・拡大のため、「犬猫の殺処分ゼロ」を目指し、平成27年度から動物愛護センター（仮称）整備事業をスタートさせており、平成29、30年度の工事を計画しています。
- (3) 今後、動物愛護センター（仮称）を拠点にボランティア等と協働しながら、犬猫の譲渡、動物とのふれあいや交流、命を大切にする心を育む教室などのソフト事業を拡充し、「動物にやさしい秋田」の取組を総合的に進めていくことにしており、安定的な財源の確保が必要です。
- (4) 一方、平成26年7月にリニューアルオープンした北秋田市が運営する阿仁熊牧場「くまぐま園」では、動物愛護の観点から、県内の別の施設で発生した従業員死亡事故により殺処分の運命にあった熊の命を救い、飼養

しています。

このような経緯を有する「くまぐま園」は、海外でも関心が高く、リニューアルオープン後は多くの人を訪れており、命の大切さを考える学習の場として、小中学校の校外学習に積極的に活用されています。

- (5) 当県では、「くまぐま園」に加え、秋田犬の「忠犬ハチ公」、ロシアとの交流のシンボルとなった秋田犬の「ゆめ」や猫の「ミール」、さらには動物園や水族館など、「動物にやさしい秋田」の取組を積極的に国内外に発信できる素材に恵まれており、これらを活用して動物愛護思想の向上に寄与していくことにしています。

【参考資料】



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

X I - 6 ツキノワグマによる被害防止対策への支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

当県において、ツキノワグマによる重大な人身被害が多発していることから、生息数推定の精度の向上や有害鳥獣の捕獲を担う人材の育成・確保に要する費用について、新たな財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成28年度のクマの目撃件数が868件で前年度の2.6倍に達し、過去最多の件数となっています。また、人身被害は19名と前年の倍以上であり、このうち4名が死亡するなどクマによる被害の拡大が危惧されています。

なお、捕獲頭数も4.5倍の476頭に上っています。

- (2) 今後、クマによる被害から県民を守り、その安全安心を確保するためには、クマの生息数をより高い精度で推計し、計画的に管理することが重要となっています。

このため、これまでの目視調査に加え、カメラトラップ法により調査を実施するとともに、新たな生息数推定方法を導入し、より実態に近い生息数を算出することにしています。

- (3) また、有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の登録者数は年々減少しており、高齢化も進行していることから、当県では、若年層を対象とした狩猟の魅力を伝えるフォーラムや狩猟初心者を対象とした捕獲技術に関する講習を開催していますが、更なる人材の育成・確保対策に取り組む必要があります。

【参考資料】

1 ツキノワグマによる人身被害、目撃情報、捕獲頭数の推移

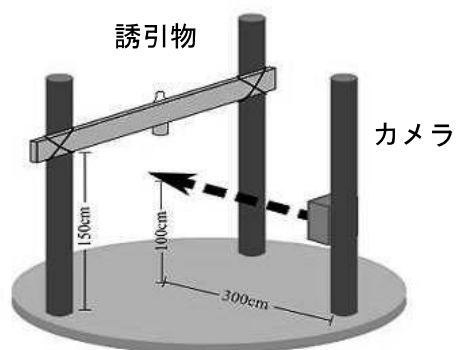
(単位：人、件、頭)

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
被害者数	6	5	1 0	8	1 9
うち死亡	—	—	—	—	4
目撃件数	4 9 2	2 8 2	3 8 7	3 2 8	8 6 8
捕獲頭数	3 3 2	1 4 8	2 5 9	1 0 6	4 7 6

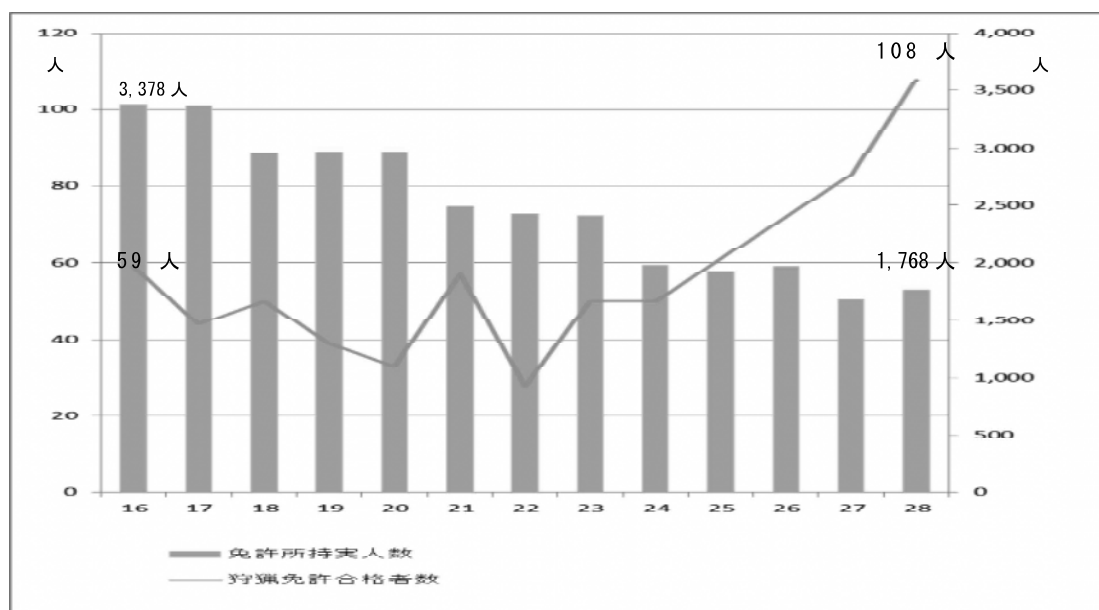
2 カメラトラップによる調査イメージ



生体標識



3 狩猟免許所持実人数 H19:2,971人 → H28:1,768人 (40%減少)



(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X I－7 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当）
復興庁
厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- （１） 長期避難に伴い避難者の生活実態が変化していることから、合理的な理由による応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。
- （２） 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされており、安心して生活を送ることができるよう就労支援の充実を図ること。
- （３） 避難者の心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き財源を確保した上で万全な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 東日本大震災から６年が経過しましたが、今なお当県には５月１日現在、２７３世帯６７１名の方が避難生活を送られています。
避難生活の長期化により避難者の生活環境等も大きく変化してきており、高齢化や子どもの成長等に合わせ応急仮設住宅の住み替えを希望される方がいますが、災害救助法では住み替えが認められていません。
- （２） 長期避難により家族が離ればなれで生活を送っている避難者は、長引く避難生活により困窮してきています。
これまで子育て等の事情により働けなかった母親など、個々の避難者の現状を踏まえて、避難者が今後就労しやすい環境を整えるため「被災者雇用開発助成金」の要件を見直す必要があります。
- （３） 昨年行ったアンケート調査によると、回答者の３２．３％が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている全ての避難者に対し、戸別訪問や医師、保健師による定期相談を行っています。
さらに、障害等の理由から、具体的な生活再建に向け課題を抱える避難者も多くあるため、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言を行うこととしています。

復興庁では、平成２８年度から受入県でも活用できる被災者支援総合交付金制度を設置しておりますが、広域的避難を継続する状況は今後も長期化することが見込まれるため、避難先自治体が行う取組を国としても継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(平成２９年５月１日現在)

	民家(実家等)		応急仮設住宅		公 営 住 宅		計	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
岩 手 県	4	8	2	2	3	4	9	14
宮 城 県	58	118	11	19	8	17	77	154
福 島 県	158	440	14	34	15	29	187	503
計	220	566	27	55	26	50	273	671

※本県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供しているいわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)

X I － 8 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう事態対処能力の向上を図るとともに、時代や情勢の変化に応じるため、警察官の増員を図ること。

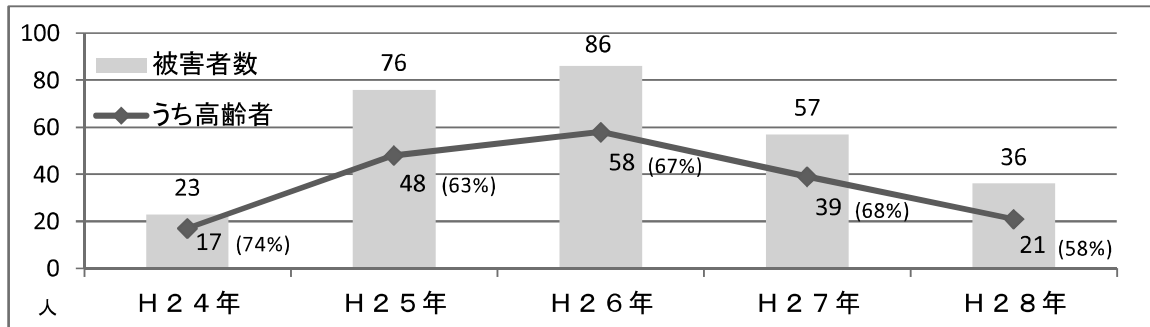
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県民が身近に不安を感じる犯罪や生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある犯罪の未然防止と、これら犯罪の検挙に向けた警察活動を当県の重点課題に掲げて、諸対策を強力に推進しています。
- (2) 特殊詐欺被害については、平成27年に比べ認知件数、被害額ともに減少していますが、高齢者の被害が全体の6割を占める現状となっています。
また、交通死亡事故死者数に占める高齢者の割合は6割を超え、ここ数年高どまりの状況となっています。
- (3) 当県の高齢化率は平成28年7月時点において、過去最高の34.6パーセントを記録したほか、少子化や人口流出が進み若い世代の減少により、高齢化率は今後も加速することが懸念されます。
県警察が保護した者は、過去5年間いずれの年も1,500人を超える中、高齢者の保護については、平成28年中は700人を超え、全体の46パーセントを占めており、中でも認知症又は認知症と疑われる高齢者の取扱が顕著となるなど、高齢者への対策が喫緊の課題となっています。
- (4) 高齢者を犯罪被害や交通事故から守るための各部門間の横断的かつ総合的な活動がますます重要な業務となっていることから、警察官の増員が必要です。

【参考資料】

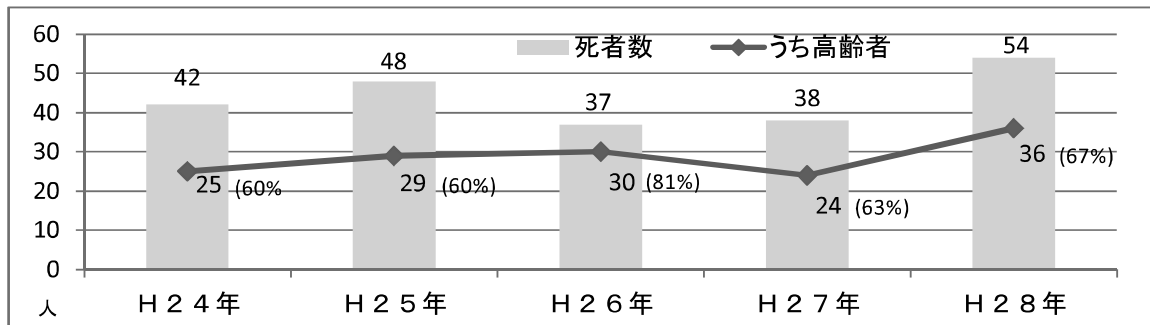
1 特殊詐欺の被害

被害者数は平成26年を境に減少しているものの、高齢者比率は6割弱の現状です。



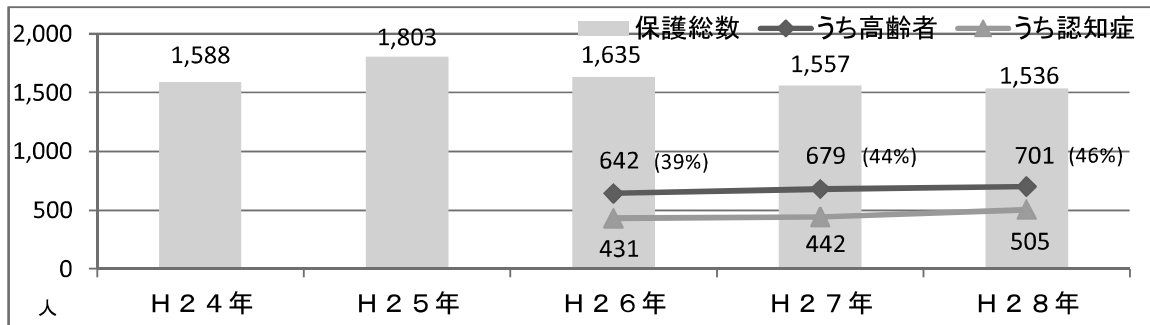
2 交通事故の被害

交通事故における死者数は、平成26年から増加に転じているほか、高齢者比率も6割を超える現状です。



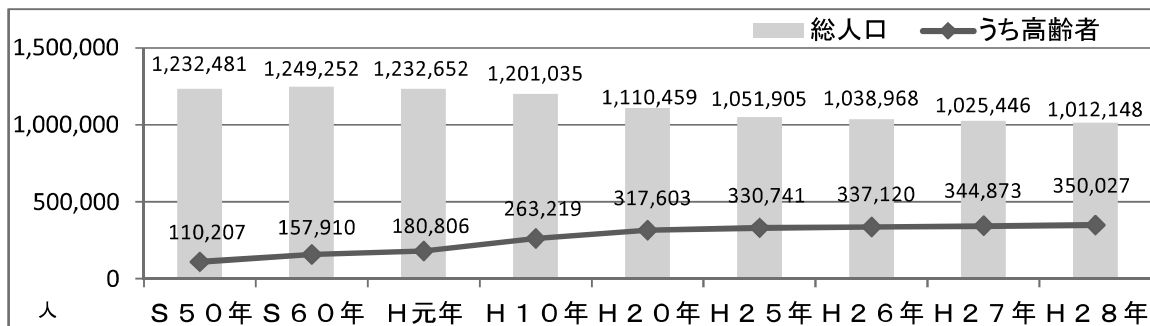
3 保護の取扱い

保護総数に占める高齢者数及び認知症又は認知症と疑われる高齢者数は、平成26年から増加している現状です。



4 秋田県の高齢化率

本県の高齢化率は平成28年7月時点において過去最高の34.6パーセントを記録しています。全国で最も高齢化率が高い状況です。



(県担当課室名 警察本部警務部警務課)